

法務資料

第463号

中華人民共和國刑事訴訟法

(2013年1月1日施行)

法務省大臣官房司法法制部

中華人民共和國刑事訴訟法

は し が き

この資料は、中華人民共和国刑事訴訟法の全文（2013年1月1日施行）を翻訳したものである。

監修及び翻訳は、以下の方々に委嘱した。ここにその労に対し、深く謝意を表する次第である。

監修及び翻訳	東京大学名誉教授・法務省特別顧問	松尾 浩也
翻訳	早稲田大学教授	田口 守一
	成蹊大学教授	金 光旭
	早稲田大学准教授	小川 佳樹

また、上記松尾浩也氏には、巻頭の「改正された中華人民共和国刑事訴訟法について」の執筆をいただいた。

なお、この資料は、執務の参考資料として印刷し、配布するものである。

平成25年3月

法務省大臣官房司法法制部

目 次

はしがき	
改正された中華人民共和国刑事訴訟法について	1
中華人民共和国刑事訴訟法	5
第1編 総 則	7
第1章 任務及び基本原則	7
第2章 管 轄	10
第3章 回 避	12
第4章 弁護及び代理	14
第5章 証 拠	19
第6章 強制措置	24
第7章 附帯民事訴訟	33
第8章 期間, 送達	34
第9章 その他	35
第2編 事件の立件, 捜査及び公訴の提起	36
第1章 事件の立件	36
第2章 捜 査	38
第1節 通 則	38
第2節 被疑者の取調べ	39
第3節 証人尋問	40
第4節 検証及び身体検査	41
第5節 捜 索	42
第6節 証拠物及び証拠書類の封印と押収	43
第7節 鑑 定	44
第8節 技術捜査措置	44
第9節 指名手配	46

第10節 捜査の終結	46
第11節 検察が直接受理した事件の捜査	48
第3章 公訴の提起	49
第3編 裁判	52
第1章 裁判組織	52
第2章 第一審手続	54
第1節 公訴事件	54
第2節 自訴事件	59
第3節 簡易手続	61
第3章 第二審手続	63
第4章 死刑再審査手続	68
第5章 裁判監督手続	69
第4編 執行	72
第5編 特別手続	77
第1章 少年の刑事事件の訴訟手続	77
第2章 当事者が和解した公訴事件の訴訟手続	81
第3章 被疑者又は被告人が逃亡又は死亡した事件における 不法収益の没収手続	82
第4章 刑事責任を負わない精神障害者に対する強制医療の手続	84
附 則	86

改正された中華人民共和国
刑事訴訟法について

改正された中華人民共和国刑事訴訟法について

松尾 浩也

中国では、文化大革命終了後の1979年に164条からなる刑事訴訟法が制定され、続いて1996年、これに大幅の改正を加えて、225条の条文を持つ刑事訴訟法が制定された。その後、さらに改正の方針が進められ、2012年3月14日、法案が全国人民代表大会で可決されて、290条の新刑事訴訟法が誕生した。

改正の動きを主導した要因の第一は、法治主義と人権保障への関心の増大である。中国は、1998年に国際人権B規約に署名してグローバル・スタンダードに接近する姿勢を示した（批准は未了）。また、翌99年の憲法改正では、「法により国を治めることを実行し、社会主義法治国家を建設する」旨が宣言された（5条）。さらに2004年の憲法改正の際、「国家は人権を尊重し及び保障する」という規定も盛り込まれた（33条3項として追加）。このような流れを受けて、学者や弁護士のグループは次々に研究会を開き、刑事訴訟法の改正に関しても「専門家建議稿」を刊行した。政府の側では、全国人民代表大会常務委員会の法制工作委員会が作業を開始し、研究者や実務家層との懇談を重ねた後、2011年8月、「刑事訴訟法修正案」を全人大常務委員会に提出した。パブリック・コメントの手續も実行され、修正案の全文は全人大のホームページで公表された。反響は大きく、8万件のコメントが集まったという。第2条には、「人権を尊重し及び保障する」という総括的な規定が掲げられた。

人権保障の強化を示す具体的な改正点としては、次のようなものが挙げられよう。被疑者は、「最初の取調べの日又は強制措置がなされた日」から弁護人を依頼できる（33条）とされ、また弁護人の接見交通の権利が拡充される（37条）など、弁護権が強化された。被疑者の取調べについては、自己負罪拒否の特権が認められ（50条）、録音・録画に関する規定も設けられた（121条）。違法に収集した証拠については、供述証拠だけでなく、証拠物及び証拠書類の場

合も原則として排除する旨が明文化された（54条）。逮捕・勾留の要件も明示された（79条，80条）。

しかし、一方で、処罰の確保が重視されていることは、第1条の規定からも明らかである。「人民を保護し、国家の安全及び社会公共の安全を保障」するのが、人権の保障にも先行して、刑事手続の任務だとされる。殊に近年、テロリズムや組織犯罪の抑止は、国際的な関心事にもなっている。人権の尊重とのバランスを図りながら、処罰の確保にも努めなければならない。このような考え方が、第二の要因として改正の方針を左右したと思われる。逮捕後の家族に対する通知について、テロリズム等の場合に例外を認めているのはその例証である（83条）。しかし、これら二つの要因のすり合わせは、必ずしも成功していない。自己負罪拒否の特権を承認する規定を新設しておきながら、被疑者は取調べに際して「ありのままに答えなければならない」（118条）という条文を残しているところに、苦渋の痕が鮮明である。

以下、日本法との乖離に焦点をあてて、法典を概観する。全体は、5編に分かれている。「第1編 総則」は、「任務及び基本原則」、「管轄」、「回避」、「弁護及び代理」、「証拠」、「強制措置」、「附帯民事訴訟」、「期間、送達」、「その他」の9章よりなる。特色のある規定として、「二審終審制」（10条）、検察が捜査する罪名の限定（18条）、除斥・忌避に当たる場合を含む広汎な「回避」概念の使用（第3章）、弁護人の接見に際していわゆる三証（弁護士の身分証明書、弁護士事務所の証明書、弁護依頼書又は法律援助機構の公文書）の要求（37条）、弁護人の「秘密を守る権利」とその制限（46条）、拘禁を伴わない身柄拘束手段としての「立保証」（64条以下）及び「居住監視」（64条，72条以下）、「附帯民事訴訟」（第7章）、「当事者等の定義」（106条）などがある。

「第2編 事件の立件、捜査及び公訴の提起」を構成するのは、「事件の立件」、「捜査」、「公訴の提起」の3章である。広範な告発の権利・義務（108条）、警察に対する検察の監督（111条）、前述した「ありのまま答える」（如実回答）ことに伴う寛大処理の告知（118条）、「捜査実験」（133条）などが規定されている。「技術捜査措置」（第2章第8節）は、一定範囲の犯罪について、通信傍

受，秘密捜査など，専門技術を用いる捜査手法を許容する。

「第3編 裁判」では，第一審手続について，国家秘密に関わる事件の非公開（183条），裁判関与者の名簿の読み上げ（185条），証人の出頭（187条，188条），審理期間の制限（202条），及び「自訴事件」（第2章第2節），「簡易手続」（第2章第3節）が規定されている。控訴審は「第二審」と呼ばれ，事件を全面的に審査し（222条），終審である（233条）。「死刑再審査手続」（第4章），「裁判監督手続」（第5章）は，いずれもユニークである。

「第4編 執行」では，死刑の執行及び「刑の刑務所外での暫定的執行」に多くの条文が費やされている。死刑は，「銃殺又は注射等の方法」により執行される（252条）。最後の「第5編 特別手続」は，新たに加えられた部分で，少年事件の手続（第1章），当事者の和解（第2章），不法収益の没収（第3章），刑事責任を負わない精神障害者に対する強制医療（第4章）よりなる。

法務資料としての翻訳は，田口守一教授（早稲田大学），金光旭教授（成蹊大学），小川佳樹准教授（早稲田大学）及び松尾浩也（法務省特別顧問）が委嘱を受け，約10回の検討会を重ねて訳稿をまとめた。訳稿の整理等については，南部晋太郎検事（刑事局付）の協力を得た。また，中国政法大学の張凌教授からは，有益な資料の提供を受けた。同大学の長老，陳光中終身教授の有形無形の支援も感謝に堪えないところである。

翻訳に際しては，原文の意味を正確に邦語化することに努めるとともに，できるだけ日本の法文の用語やスタイルに合わせることにした。なお，*印は訳注である。

中華人民共和國刑事訴訟法

中華人民共和國刑事訴訟法

1979年7月1日第5次全国人民代表大会第2回會議採択

1996年3月17日第8次全国人民代表大会第4回會議の「『中華人民共和國刑事訴訟法』改正に関する決定」により第1次改定

2012年3月14日第11次全国人民代表大会第5回會議の「『中華人民共和國刑事訴訟法』改正に関する決定」により第2次改定*

*2013年1月1日施行（中華人民共和國主席令第55号）

目次

第1編 総則

第1章 任務及び基本原則

第2章 管轄

第3章 回避

第4章 弁護及び代理

第5章 証拠

第6章 強制措置

第7章 附帯民事訴訟

第8章 期間、送達

第9章 その他

第2編 事件の立件、捜査及び公訴の提起

第1章 事件の立件

第2章 捜査

第1節 通則

第2節 被疑者の取調べ

第3節 証人尋問

第4節 検証及び身体検査

- 第5節 捜 索
- 第6節 証拠物及び証拠書類の封印と押収
- 第7節 鑑 定
- 第8節 技術捜査措置
- 第9節 指名手配
- 第10節 捜査の終結
- 第11節 検察が直接受理した事件の捜査

第3章 公訴の提起

第3編 裁 判

- 第1章 裁判組織
- 第2章 第一審手続
 - 第1節 公訴事件
 - 第2節 自訴事件
 - 第3節 簡易手続
- 第3章 第二審手続
- 第4章 死刑再審査手続
- 第5章 裁判監督手続

第4編 執 行

第5編 特別手続

- 第1章 少年の刑事事件の訴訟手続
- 第2章 当事者が和解した公訴事件の訴訟手続
- 第3章 被疑者又は被告人が逃亡又は死亡した事件における不法収益の没収手続
- 第4章 刑事責任を負わない精神障害者に対する強制医療の手続

附 則

第1編 総則

第1章 任務及び基本原則

第1条 刑法を正しく適用することを保障し、犯罪を処罰し、人民を保護し、国家の安全及び社会公共の安全を保障し、社会主義社会秩序を維持するために、憲法に基づいてこの法律を制定する。

第2条 中華人民共和国刑事訴訟法の任務は、犯罪事実を的確かつ速やかに明らかにし、法律を正しく適用して、犯人を処罰することを保障し、罪のない者が刑事訴追を受けることのないよう保障し、また、公民が自覚的に法律を遵守し、積極的に犯罪行為と戦うよう教育し、社会主義法制を守り、人権を尊重し及び保障し、公民の身体の権利、財産の権利、民主的権利及びその他の権利を保護し、社会主義建設事業の順調な進展を保障することである。

第3条① 刑事事件の捜査、逮捕、勾留*の執行及び予審**は、警察が責任を負う。検察***、勾留の承認、検察が直接受理した事件の捜査及び公訴の提起は、検察が責任を負う。裁判は、裁判所****が責任を負う。法律に特別の規定がある場合を除いて、その他のいかなる機関、団体及び個人も、これらの権力を行使する権限を有しない。

② 裁判所、検察及び警察は、刑事訴訟を実行するに当たって、この法律及びその他の法律の関連規定を厳格に遵守しなければならない。

* 「逮捕」の原文は「拘留」であり、「勾留」の原文は「逮捕」である。

** ここにいう「予審」とは、予審判事による予審とは異なり、警察限定での審査をいう。

*** ここにいう「検察」とは、法律監督（第8条参照）のことである。

**** 「裁判所」は、最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院及び基層人民法院の四階級よりなる（178条参照）。

第4条 国家安全機関は、法律の規定により国家の安全に危害を及ぼす事件を扱い、警察と同様の職務権限を行使する。

第5条 裁判所は、法律の規定に基づいて独立に裁判権を行使し、検察は、法律の規定に基づいて独立に検察権を行使し、行政機関、社会团体及び個人の干渉を受けない。

第6条 裁判所、検察及び警察は、刑事訴訟を実行するに当たって、大衆に依拠しなければならず、事実を根拠とし、法律に準拠しなければならない。全ての公民は、法律の適用において一律平等であり、法律の前ではいかなる特権も許されない。

第7条 裁判所、検察及び警察は、刑事訴訟を実行するに当たって、責任を分担し、互いに協力し、制約し合い、法律の的確で効果的な執行を保障しなければならない。

第8条 検察は、法律に基づいて刑事訴訟について法律監督を行う。

第9条① 各民族の公民は、全てその民族の言語・文字を用いて訴訟を行う権利を有する。裁判所、検察及び警察は、その地で通用する言語・文字に通じない訴訟関係人に対しては、翻訳の便宜を図らなければならない。

② 少数民族が集中的に居住するか又は民族が雑居する地区においては、その地で通用する言語を用いて審理を行い、また、その地で通用する文字を用いて判決書、告示及びその他の文書を発付しなければならない。

第10条 裁判所は、事件を裁判するに当たって、二審終審制を実行する。

第11条 裁判所は、事件を裁判するに当たって、この法律に特別の規定がある場合を除いて、全て公開して行う。被告人は、弁護を受ける権利を有し、裁判所は、被告人の弁護権を保障する義務を負う。

第12条 法律に基づく裁判所の判決を経ないうちは、何人に対しても有罪を確定することはできない。

第13条 裁判所は、事件を裁判するに当たって、この法律に基づいて陪審員による陪審制度を実行する。

第14条① 裁判所、検察及び警察は、被疑者、被告人及びその他の訴訟関係

人が法律に基づいて享有する弁護権及びその他の訴訟上の権利を保障しなければならない。

- ② 訴訟関係人は、公民の訴訟上の権利を侵害し、人身を侮辱する裁判官、検察官又は捜査官の行為に対して、告訴する権利を有する。

第15条 次に掲げる場合には、刑事責任を追及しない。既に手続が開始されているときは、事件の立件を取り消し、不起訴とし、審理を終了し、又は無罪を宣告しなければならない。

- (1) 情状が著しく軽微で、危害が大きくなり、犯罪と認められないとき。
- (2) 犯罪について訴追の時効期間が満了しているとき。
- (3) 特赦令によって刑が免除されたとき。
- (4) 刑法に基づき告訴を待って処理する犯罪について、告訴がないか又は告訴が撤回されたとき。
- (5) 被疑者又は被告人が死亡したとき。
- (6) その他法律の規定により刑事責任の追及を免除するとき。

第16条① 外国人の犯罪で刑事責任を追及しなければならないものについては、この法律の規定を適用する。

- ② 外交上の特権及び免除権を有する外国人の犯罪で刑事責任を追及しなければならないものは、外交ルートを通じてこれを解決する。

第17条 我が国の司法機関は、中華人民共和国が締結するか又は参加した国際条約に基づいて、又は互恵の原則に照らして、外国の司法機関と相互に刑事司法共助を請求することができる。

第2章 管 轄

第18条① 刑事事件の捜査は、警察がこれを行う。ただし、法律に特別の規定がある場合を除く。

② 公務員の業務上横領及び賄賂の罪、公務員の汚職の罪又は国家機関公務員*が職権を利用して行った不法拘禁、拷問による自白の強要、報復その他の違法捜査により公民の身体の権利を侵害する罪若しくは個人の民主的権利を侵害する罪は、検察がこれを立件し、捜査する。国家機関公務員が職権を利用して行ったその他の重大な犯罪事件は、省級以上の検察機関の決定を経て、検察がこれを立件し、捜査することができる。

③ 自訴事件は、裁判所が直接これを受理する。

*「国家機関公務員」とは、立法機関、行政機関及び司法機関の公務員をいう。

第19条 基層人民法院は、一般刑事事件の第一審を管轄する。ただし、この法律に基づき上級の裁判所が管轄するものは除く。

第20条 中級人民法院は、次に掲げる刑事事件の第一審を管轄する。

- (1) 国家の安全に危害を及ぼす事件及びテロ事件
- (2) 無期懲役又は死刑を科する可能性のある刑事事件

第21条 高級人民法院が第一審を管轄する刑事事件は、全省（自治区、直轄市）に及ぶ重大な刑事事件とする。

第22条 最高人民法院が第一審を管轄する刑事事件は、全国に及ぶ重大な刑事事件とする。

第23条 上級の裁判所は、必要な場合には、下級の裁判所が第一審を管轄する刑事事件を審理することができる。下級の裁判所は、事件の内容が重大かつ複雑であり、上級の裁判所が裁判すべきものと認める第一審の刑事事件を、一級上の裁判所に移送して裁判するよう請求することができる。

第24条 刑事事件は、犯罪地の裁判所が管轄する。被告人の居住地の裁判所で裁判する方が適切な場合には、被告人の居住地の裁判所の管轄とすること

ができる。

第25条 複数の同級裁判所が管轄権を有する事件は、最初に受理した裁判所が裁判する。必要な場合には、主たる犯罪地の裁判所に移送して裁判することができる。

第26条 上級の裁判所は、下級の裁判所に対し管轄が明らかでない事件を裁判するよう指定することができる。また、下級の裁判所に対し他の裁判所に事件を移送するよう指定することができる。

第27条 専門裁判所の事件管轄は、別にこれを定める。

第3章 回避

第28条 次に掲げる場合には、裁判官、検察官及び捜査官は、自ら回避しなければならず、また、当事者及びその法定代理人は、回避を求める権利を有する。

- (1) 当該事件の当事者又は当事者の近親者であるとき。
- (2) 本人又はその近親者が当該事件と利害関係を有するとき。
- (3) 当該事件について証人、鑑定人、弁護士又は訴訟代理人となったとき。
- (4) 当該事件の当事者とその他の関係を有し、事件の公正な処理に影響を及ぼす可能性のあるとき。

第29条① 裁判官、検察官及び捜査官は、当事者又はその委託を受けた者から接待を受け、又は進物を受領してはならない。また、規定に違反して当事者又はその委託を受けた者に面会してはならない。

② 裁判官、検察官又は捜査官が前項の規定に違反した場合には、法律上の責任を法律の定める手続により追及しなければならない。当事者及びその法定代理人は、これらの者の回避を求める権利を有する。

第30条① 裁判官、検察官又は捜査官の回避については、裁判所の長、検察機関の長、警察機関の責任者がそれぞれ決定する。裁判所の長の回避については、当該裁判所の裁判委員会*が決定する。検察機関の長及び警察機関の責任者の回避については、同級の検察機関の検察委員会**が決定する。

② 捜査官の回避が決定されるまでは、捜査官は、事件の捜査を停止してはならない。

③ 回避請求却下の決定については、当事者又はその法定代理人は、1回に限り再議を請求することができる。

* 「裁判委員会」とは、裁判経験を総括し、重大又は複雑な事件及びその他の裁判事務について検討ないし決定することを任務とする組織のことである。裁判委員会は、各裁判所に設置するものとされ、その委員は、裁判所

の長の指名に基づいて人民代表大会常務委員会が任命し、委員会の会議は、裁判所の長が主宰するものとされる。

** 「検察委員会」とは、重大事件及びその他の重要な検察事務について検討ないし決定することを任務とする組織のことである。検察委員会は、各検察機関に設置するものとされ、その委員は、検察機関の長の指名に基づいて人民代表大会常務委員会が任命し、委員会の会議は、検察機関の長が主宰するものとされる。

第31条① この章の回避に関する規定は、書記官、翻訳人及び鑑定人についてこれを準用する。

② 弁護人及び訴訟代理人は、この章の規定に基づき回避を求め、再議を請求することができる。

第4章 弁護及び代理

第32条① 被疑者又は被告人は、自ら弁護権を行使するほか、1人ないし2人の弁護人を依頼することができる。弁護人として依頼されるのは、次に掲げる者である。

- (1) 弁護士
 - (2) 人民団体又は被疑者若しくは被告人の所属する組織体が推薦する者
 - (3) 被疑者又は被告人の後見人、親族及び友人
- ② 刑の執行中である者又は法律に基づいて身体を剥奪され若しくは制限されている者を、弁護人とすることはできない。

第33条① 被疑者は、捜査機関による第1回の取調べの日又は強制措置が行われた日から、弁護人を依頼する権利を有する。捜査の期間においては、弁護士のみを弁護人として依頼することができる。被告人は、いつでも弁護人を依頼することができる。

- ② 捜査機関は、第1回の取調べ又は強制措置を行うに際して、被疑者に弁護人を依頼する権利を告知しなければならない。検察は、移送された起訴事件の資料を受け取った日から3日以内に、被疑者に弁護人を依頼する権利を告知しなければならない。裁判所は、自訴事件を受理した日から3日以内に、被告人に弁護人を依頼する権利を告知しなければならない。拘禁されている被疑者又は被告人が弁護人を依頼することを求めたときは、裁判所、検察及び警察は、速やかにその旨を伝達しなければならない。
- ③ 被疑者又は被告人が拘禁されているときは、その後見人又は近親者は、弁護人の依頼を代行することができる。
- ④ 弁護人は、被疑者又は被告人の依頼を受けたときは、速やかにその旨を事件処理の機関に告知しなければならない。

第34条① 被疑者又は被告人が経済的な困難又はその他の理由によって弁護人を依頼していないときは、本人及びその近親者は、法律援助機構に弁護人

を申請することができる。法律援助機構は、法律援助の要件を満たす者について、弁護士を指定し、その者に弁護を担当させるものとする。

- ② 被疑者若しくは被告人が盲、聾若しくは啞であるか、又は自らの行為を弁識し若しくは制御する能力を完全には喪失していない精神障害者であって、弁護人を依頼していないときは、裁判所、検察及び警察は、法律援助機構に通知をし、その者のために弁護士を派遣させ、弁護を担当させなければならない。
- ③ 被疑者又は被告人が死刑又は無期懲役を科せられる可能性のある者であって、弁護人を依頼していないときは、裁判所、検察及び警察は、法律援助機構に通知をし、その者のために弁護士を派遣させ、弁護を担当させなければならない。

第35条 弁護人の責任は、事実と法律に基づいて、被疑者又は被告人の無罪、軽い罪又は刑事責任の軽減若しくは免除を証明する資料と意見を提出して、被疑者又は被告人の訴訟上の権利及びその他の合法的權益を守ることである。

第36条 弁護士である弁護人は、捜査の期間中に、被疑者のために法律上の援助を提供し、申立て又は告訴を代理し、強制措置の変更を申請し、捜査機関に対して被疑者に係る罪名及び事件に関する事情を照会し、かつ、意見を提出することができる。

- 第37条**① 弁護士である弁護人は、拘禁されている被疑者又は被告人と接見し、交通することができる。弁護士以外の弁護人も、裁判所又は検察の許可を経て、拘禁されている被疑者又は被告人と接見し、交通することができる。
- ② 弁護士である弁護人が、弁護士の身分証明書、弁護士事務所の証明書及び依頼書又は法律援助機構の公文書を持参して拘禁されている被疑者又は被告人との接見を求めたときは、留置場の職員は、速やかにその接見を手配しなければならない。
 - ③ 弁護士である弁護人は、国家の安全に危害を及ぼす犯罪、テロ犯罪又は特に重大な賄賂犯罪に係る事件において、捜査の期間中に、拘禁されている被疑者と接見しようとするときは、捜査機関の許可を得なければならない。こ

これらの事件については、捜査機関は、あらかじめ留置場の職員に通知をしなければならない。

- ④ 弁護士である弁護人は、拘禁されている被疑者又は被告人と接見するときは、事件に関する事情について尋ね、法律上の助言を与えることができ、事件が起訴審査に移送された日からは、被疑者又は被告人に対し関連証拠を確認することができる。弁護士による被疑者又は被告人との接見は、監視されない。
- ⑤ 居住監視されている被疑者又は被告人と弁護士である弁護人との接見及び交通については、第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。

第38条 弁護士である弁護人は、検察が事件の起訴審査を開始した日から、当該事件の記録を閲覧し、抄録し、謄写することができる。弁護士でない弁護人も、裁判所又は検察の許可を経て、上述の資料を閲覧し、抄録し、謄写することができる。

第39条 弁護人は、捜査又は起訴審査の期間において警察又は検察が収集した被疑者又は被告人の無罪又は軽い罪を証明する資料が提出されていないと認めるときは、裁判所又は検察に対しこれを取り調べるよう請求することができる。

第40条 弁護人は、アリバイ、刑事未成年又は刑事責任を負わない精神障害者であることを証明する証拠を収集したときは、速やかにその旨を警察又は検察に告知しなければならない。

第41条① 弁護士である弁護人は、証人又はその他の関係する組織体と個人の同意を得て、それらの者から当該事件に関する資料を収集することができる。また、検察又は裁判所が証拠を収集して取り調べること及び裁判所が証人に対し証言するために出廷するよう通知することを申請することができる。

② 弁護士である弁護人は、検察又は裁判所の許可を受け、かつ、被害者若しくはその近親者又は被害者の指定する証人の同意を得て、それらの者から当該事件に関する資料を収集することができる。

第42条① 弁護士である弁護人及びその他の何人も、被疑者又は被告人が証

抛を隠匿し、隠滅し、偽造し、若しくは供述の口裏合わせをすることを幫助してはならず、証人が偽証するよう脅迫し、若しくは誘引してはならず、又はその他の司法機関の訴訟活動を妨げる行為をしてはならない。

- ② 前項の規定に違反した場合には、法律に基づいて法律上の責任を追及しなければならない。弁護人に犯罪の嫌疑があるときは、弁護人の担当する事件を捜査する捜査機関以外の捜査機関がその処理をしなければならない。弁護人が弁護士である場合は、速やかにその所属する弁護士事務所又は弁護士協会に通知をしなければならない。

第43条 被告人は、裁判の過程において、弁護人の弁護の継続を拒否することができ、また、別の弁護人に弁護を依頼することができる。

第44条① 公訴事件の被害者、その法定代理人若しくは近親者又は附帯民事訴訟の当事者若しくはその法定代理人は、事件が起訴審査に移送された日から、訴訟代理人を依頼する権利を有する。自訴事件の自訴人若しくはその法定代理人又は附帯民事訴訟の当事者若しくはその法定代理人は、いつでも訴訟代理人を依頼することができる。

- ② 検察は、移送された起訴事件の資料を受理した日から3日以内に、被害者、その法定代理人若しくは近親者又は附帯民事訴訟の当事者若しくはその法定代理人に対して、訴訟代理人を依頼する権利を告知しなければならない。裁判所は、自訴事件を受理した日から3日以内に、自訴人若しくはその法定代理人又は附帯民事訴訟の当事者若しくはその法定代理人に、訴訟代理人を依頼する権利を告知しなければならない。

第45条 訴訟代理人の依頼については、第32条を準用する。

第46条 弁護士である弁護人は、その業務上知り得た依頼人に関する事情及び情報について、秘密を守る権利を有する。ただし、弁護士である弁護人が、その業務上、依頼人又はその他の者が国家の安全に危害を及ぼす犯罪、公共の安全に危害を及ぼす犯罪又は個人の身体の安全に著しい危害を及ぼす犯罪の実行を準備し、又は現に実行していることを知ったときは、速やかにその旨を司法機関に告知しなければならない。

第47条 弁護士及び訴訟代理人は、警察、検察、裁判所又はその職員により自己の訴訟上の権利行使を妨げられたと認めるときは、同級又は一級上の検察機関に申立て又は告訴をする権利を有する。検察機関は、速やかに、申立て又は告訴について審査しなければならず、それが真実であると認めるときは、その旨を関連機関に通知して是正措置を講じさせなければならない。

第5章 証 拠

第48条① 事件の事実を証明できる資料は、全て証拠である。

② 証拠は、次に掲げるものを含む。

- (1) 証拠物
- (2) 証拠書類
- (3) 証人の証言
- (4) 被害者の陳述
- (5) 被疑者又は被告人の供述又は弁解
- (6) 鑑定
- (7) 検証, 検査, 識別及び捜査実験*等の調書
- (8) 視聴覚資料及び電磁的記録

③ 証拠は、調査を経て真実であることを確かめた後でなければ、事件を確定する根拠とすることはできない。

*「捜査実験」とは、犯行再現を含む犯罪状況の再現のことである。

第49条 公訴事件においては、被告人が有罪であることの挙証責任は、検察がこれを負う。自訴事件においては、被告人が有罪であることの挙証責任は、自訴人がこれを負う。

第50条 裁判官、検察官及び捜査官は、法律の定める手続に従って、被疑者又は被告人の有罪若しくは無罪又は犯罪の情状の軽重を十分に立証できる各種の証拠を収集しなければならない。拷問による自白の強要及び脅迫、誘引、欺瞞又はその他の違法な方法による証拠収集は、これを厳禁する。また、何人に対しても自己が有罪であることの証明を強制してはならない。事件と関わりがあるか又は事件の内容を知る全ての公民が、証拠を客観的かつ十分に提供することができるように保障するものとし、特別な事情のある場合を除いて、調査への協力を求めることができる。

第51条 警察の勾留承認請求書、検察の起訴状及び裁判所の判決書は、事件

の真相に忠実でなければならない。事件の真相を意図的に隠した者については、その責任を追及しなければならない。

第52条① 裁判所、検察及び警察は、関係する組織体又は個人から証拠を収集し、取り調べる権限を有する。関係する組織体又は個人は、ありのままに証拠を提供しなければならない。

- ② 行政機関が、法律の執行及び事件調査の過程において収集した証拠物、証拠書類、視聴覚資料及び電磁的記録等の資料は、刑事訴訟において証拠として使用することができる。
- ③ 国家秘密、商業秘密及びプライバシーに関わる証拠については、秘密を保持しなければならない。
- ④ 証拠を偽造し、隠匿し、又は隠滅した者については、いずれの側に属する場合であっても、法律に基づいて責任を追及しなければならない。

第53条 ①判決においては、証拠を重んじ、調査研究を重んじ、自白を軽々しく信じてはならない。被告人の供述があるのみで、その他の証拠がない場合には、被告人を有罪と認定して刑罰を科することはできない。被告人の供述がなくても、証拠が確実で十分な場合には、被告人を有罪と認定し、刑罰を科することができる。

- ② 証拠が確実で十分であるためには、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1) 罪の認定及び量刑に関係する全ての事実について、証明する証拠が存在すること。
 - (2) 事件を確定する根拠となった証拠が、全て法律の定める手続に従って取り調べられ、真実であることが確かめられていること。
 - (3) 事件の全証拠を総合的に判断して、認定すべき事実について合理的な疑いが排除されていること。

第54条① 拷問等の違法な方法により収集した被疑者若しくは被告人の供述又は暴行若しくは脅迫等の違法な方法により収集した証人の証言又は被害者の陳述は、これを排除しなければならない。証拠物又は証拠書類の収集が法

律の定める手続に違反し、司法の公正に重大な影響を及ぼす可能性のあるときは、これを補正し又は合理的な説明をしなければならない。補正又は合理的な説明ができない場合には、その証拠を排除しなければならない。

- ② 捜査、起訴審査及び裁判に際して、排除すべき証拠を発見したときは、法律に基づきこれを排除しなければならず、起訴の意見、起訴の決定又は判決の根拠にしてはならない。

第55条 検察は、捜査官の違法な方法による証拠収集に関わる通報、告訴若しくは告発を受け、又は自らこれを発見したときは、法律に基づき調査をし、確認をしなければならない。違法な方法で収集された証拠が確かに存在すると認めるときは、是正すべき旨の意見を提出しなければならない。犯罪に該当する行為については、法律に基づき刑事責任を追及しなければならない。

第56条① 公判において、裁判官が、第54条に規定する違法収集証拠が存在する可能性があるとき認めるときは、証拠収集の適法性について、法廷で調査しなければならない。

- ② 当事者及びその弁護士又は訴訟代理人は、裁判所に対して、違法収集証拠を法律に基づき排除するよう申請する権利を有する。違法収集証拠の排除を申請した者は、関連する手掛かり又は資料を提示しなければならない。

第57条① 法廷で証拠収集の適法性について調査する際は、検察は、証拠収集の適法性を立証しなければならない。

- ② 検察は、現に所持している資料で証拠収集の適法性を立証することができないときは、裁判所に対して、関係する捜査官又はその他の者に出廷して事情を説明するよう通知することを請求することができる。関係する捜査官又はその他の者も、出廷して事情を説明することを請求することができる。裁判所の通知を受けたときは、関係人は出廷しなければならない。

第58条 法廷での審理の結果、第54条に規定する違法収集証拠の存在が確認され、又はそれが否定されないときは、その証拠を排除しなければならない。

第59条 証人の証言は、法廷において検察官又は被害者及び被告人又は弁護人の双方の質問を経なければならず、かつ、真実であることを確かめた後で

なければ、事件を確定する根拠とすることはできない。法廷で証人が意図的に偽証するか又は罪証を隠匿したことが判明したときは、法律の定める手続に従って処理しなければならない。

第60条① 事件の状況を知る全ての者は、証言する義務を負う。

② 生理的若しくは精神的な欠陥があるため又は年少であるために是非の判別ができず、正しく表現できない者は、証人になることができない。

第61条① 裁判所、検察及び警察は、証人及びその近親者の安全を保障しなければならない。

② 証人又はその近親者に対する脅迫、侮辱、暴行又は報復については、犯罪となる場合は、法律に基づいて刑事責任を追及し、刑事責任を追及すべき程度に達しない場合は、法律に基づいて治安管理处罰に処する。

第62条① 国家の安全に危害を及ぼす犯罪、テロ犯罪、黒社会の性質を持つ組織犯罪又は薬物犯罪等の事件の訴訟において、証人、鑑定人又は被害者が証言することにより、本人の身体又はその近親者の身体の安全が害される危険性があるときは、裁判所、検察及び警察は、次に掲げる一つ又は複数の保護措置を講じなければならない。

(1) 本人の氏名、住所、職場その他の個人情報を公開しないこと。

(2) 出廷して証言する際に、本人の容姿又は音声等を識別できないようにすること。

(3) 特定の者による証人、鑑定人又は被害者及びその近親者との接触を禁止すること。

(4) 身辺及び住宅に対する専門的保護措置

(5) その他の必要な保護措置

② 証人、鑑定人及び被害者は、訴訟において証言することにより、自己又はその近親者の身体の安全が害される危険性があると考えるときは、裁判所、検察又は警察に対し保護を請求することができる。

③ 裁判所、検察又は警察による法律に基づく保護措置については、関係する組織体及び個人は協力をしなければならない。

- 第63条**① 証人が証言の義務を果たすために支出した交通、宿泊及び食事等に係る費用は、これを補助する。証人の証言に係る補助金は、これを司法機関の業務経費として計上し、同級の政府機関の財政予算において保障しなければならない。
- ② 証人の勤務先は、その従業員が証人として証言したことを理由として、給与、賞与その他の福利厚生に関して直接又は間接に不利益な取扱いをしてはならない。

第6章 強制措置

第64条 裁判所、検察及び警察は、事件の状況に基づいて、被疑者又は被告人について連行をし、保証を立てさせ*、又は居住監視をすることができる。

*「立保証」とは、被疑者、被告人を拘禁することなく、一定事項の遵守を保証させることをいう。

第65条① 裁判所、検察及び警察は、次に掲げる場合には、被疑者又は被告人を立保証とすることができる。

- (1) 管制、拘留*又は独立して適用できる付加刑を科する可能性のあるとき。
- (2) 有期懲役以上の刑罰を科する可能性があるが、立保証としても社会への危険性がないとき。
- (3) 重病に罹患して自分で身の回りのことができない者又は妊娠中若しくは授乳期にある女子であり、立保証としても社会への危険性がないとき。
- (4) 拘禁期間が満了しても、事件の処理が終結しておらず、立保証とする必要があるとき。

② 立保証は、警察がこれを執行する。

*「管制」は主刑の一つであり、「拘留」の原語は「拘役」で、主刑の一つである。

第66条 裁判所、検察及び警察は、被疑者又は被告人を立保証とするときは、被疑者又は被告人に対し保証人を提供すること又は保証金を納付することを命じなければならない。

第67条 保証人は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 当該事件と関係のないこと。
- (2) 保証義務を履行する能力があること。
- (3) 政治的権利を有し、身体の自由の制限を受けたことがないこと。
- (4) 定まった住居と収入があること。

第68条① 保証人は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 本人が第69条の規定を遵守するよう監督すること。
 - (2) 本人が第69条の規定に違反する可能性があるか又は違反したことを発見した場合は、速やかにその旨を執行機関に報告すること。
- ② 本人が第69条に掲げる行為をし、保証人が保証義務を履行しないときは、保証人を過料に処する。犯罪が成立する場合は、法律に基づいて刑事責任を追及するものとする。

第69条① 保証を立てている被疑者又は被告人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 執行機関の許可を受けることなく、住んでいる市又は県を離れないこと。
 - (2) 住所、勤務先、連絡先に変更があったときは、24時間以内に執行機関にその旨を報告すること。
 - (3) 呼出しを受けた場合は、時刻どおり出頭すること。
 - (4) いかなる形でも証人の証言を妨げないこと。
 - (5) 証拠を隠滅し、偽造し、又は供述の口裏合わせをしないこと。
- ② 裁判所、検察及び警察は、事件の状況に応じて、保証を立てている被疑者又は被告人に対して、次に掲げる一つ又は複数の遵守事項を命ずることができる。
- (1) 特定の場所への立ち入りをしないこと。
 - (2) 特定の者との面会又は通信をしないこと。
 - (3) 特定の活動に従事しないこと。
 - (4) 旅券等の出入国証明書及び運転免許証を執行機関に提出し、保管させること。
- ③ 保証を立てている被疑者又は被告人が前二項の規定に違反した場合において、既に保証金を支払っているときは、その保証金の一部又は全部を没取し、状況に応じ、被疑者又は被告人に改悛誓約を命じ、改めて保証金を支払わせ、保証人を提供させ、居住を監視し、又はこれを勾留するものとする。
- ④ 被疑者又は被告人が立保証に関する規定に違反し、勾留の必要があるときは、それに先行してこれを逮捕することができる。

第70条① 立保証の決定機関は、訴訟活動の円滑な運営を確保する必要性、立保証人の社会的危険性、事件の性質及び情状、科する可能性のある刑の軽重並びに立保証人の経済状況等の事情を総合的に考慮して、保証金の金額を定めるものとする。

② 保証金を納付する者は、保証金を執行機関により指定された銀行の専用口座に入金しなければならない。

第71条 被疑者又は被告人は、第69条の規定に違反することなく立保証の期間を満了したときは、立保証を解除する旨の通知又は関連法文書を持参して、銀行で保証金の還付を受けることができる。

第72条① 裁判所、検察及び警察は、次に掲げる場合には、勾留の要件を満たす被疑者又は被告人を居住監視とすることができる。

- (1) 重病に罹患して自分で身の回りのことができないとき。
- (2) 妊娠中又は授乳期にある女子であるとき。
- (3) 自分で身の回りのことができない者の唯一の扶養者であるとき。
- (4) 事案の特殊性又は事件処理の必要性に鑑み、居住監視の方法がより適切であるとき。
- (5) 拘禁期間が満了しても、事件処理が終結しておらず、居住監視が必要であるとき。

② 立保証の要件に該当する被疑者又は被告人が保証人を提供することができず、保証金も納付することができないときは、これを居住監視とすることができる。

③ 居住監視は、警察がこれを執行する。

第73条① 居住監視は、被疑者又は被告人の住居においてこれを執行する。定まった住居がないときは、指定する住居において執行をすることができる。国家の安全に危害を及ぼす犯罪、テロ犯罪又は特に重大な賄賂犯罪については、住居における執行が捜査に支障を生じさせる可能性のあるときは、一級上の検察機関又は警察機関の承認を経て、指定住居において執行をすることができる。ただし、拘禁に使用される場所又は専ら事件処理に使用される場

所において執行をしてはならない。

- ② 指定住居において居住監視をするときは、通知が不可能である場合を除き、居住監視を開始した時から24時間以内に、居住監視されている者の家族にその旨を通知しなければならない。
- ③ 居住監視されている被疑者又は被告人が弁護人を依頼する場合については、第33条の規定を準用する。
- ④ 検察は、指定住居における居住監視の決定及び執行の適法性について監督を行うものとする。

第74条 指定住居における居住監視の期間は、これを刑期に算入しなければならない。管制に処せられた場合は、居住監視の1日を刑期の1日に換算し、拘留又は懲役に処せられた場合は、居住監視の2日を刑期の1日に換算する。

第75条① 居住監視されている被疑者又は被告人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 執行機関の許可を受けることなく、住居を離れないこと。定まった住居のない場合は、許可を受けることなく、指定された住居を離れないこと。
 - (2) 執行機関の許可を受けることなく、他人に面会し又は通信しないこと。
 - (3) 呼出しを受けた場合は、時刻どおり出頭すること。
 - (4) いかなる形でも証人の証言を妨げないこと。
 - (5) 証拠を隠滅し、偽造し、又は供述の口裏合わせをしないこと。
 - (6) 旅券等の出入国証明書、身分証明書及び運転免許証を執行機関に提出し、保管させること。
- ② 居住監視されている被疑者又は被告人が前項の規定に違反し、その情状が重い場合は、これを勾留することができる。勾留する必要があるときは、それに先行して被疑者又は被告人を逮捕することができる。

第76条 執行機関は、居住監視されている被疑者又は被告人について、電子監視又は不定期検査等の方法により、居住監視に関する規定の遵守状況を監視することができる。捜査の期間においては、居住監視されている被疑者又は被告人の通信を監視することができる。

第77条① 裁判所、検察又は警察が、被疑者又は被告人に保証を立てさせる場合は、その期間は最長12か月を超えてはならず、居住監視をする場合は、その期間は最長6か月を超えてはならない。

② 立保証又は居住監視の期間中、事件の捜査、起訴及び審理を中断してはならない。刑事責任を追及すべきでないことを発見し又は立保証若しくは居住監視の期間が満了した場合は、速やかに立保証又は居住監視を解除しなければならない。立保証又は居住監視を解除したときは、速やかに立保証人、居住監視を受けた者及び関係する組織体にその旨を通知しなければならない。

第78条 被疑者又は被告人の勾留は、検察の承認又は裁判所の決定を経て、警察がこれを執行する。

第79条① 犯罪事実があることを証明する証拠があり、懲役以上の刑を科する可能性のある被疑者又は被告人について、次に掲げる場合で、立保証の方法によっては社会への危険の発生を防止するのに十分でなく、勾留の必要があるときは、直ちにこれを勾留しなければならない。

- (1) 新たな犯罪を実行する可能性のあるとき。
- (2) 国家の安全、公共安全又は社会秩序に危害を及ぼす現実の危険性があるとき。
- (3) 証拠を隠滅し、偽造し、証人の証言を妨げ、又は供述の口裏合わせをする可能性のあるとき。
- (4) 被害者、告発人又は告訴人に対し報復を加える可能性のあるとき。
- (5) 自殺又は逃亡を企てたとき。

② 被疑者又は被告人について、犯罪事実があることを証明する証拠があつて、10年以上の懲役刑を科する可能性のある場合、又は犯罪事実があることを証明する証拠があつて、懲役以上の刑を科する可能性のある場合で、かつて故意の罪を犯しているか若しくは身元不明であるときは、これを勾留しなければならない。

③ 保証を立て又は居住監視を受けている被疑者又は被告人が、立保証又は居住監視に関する規定に違反し、その情状が重い場合は、これを勾留すること

ができる。

第80条 警察は、現行犯人又は十分な嫌疑のある者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにこれを逮捕することができる。

- (1) 現に犯罪を準備中であるか、犯罪を実行中であるか、又は犯行直後であるとき。
- (2) 被害者又は現場で目撃した者が犯人であると認めたとき。
- (3) 身辺又は住居で犯罪の証拠が発見されたとき。
- (4) 犯行の後、自殺若しくは逃亡を企図し、又は逃亡中であるとき。
- (5) 証拠の隠滅、偽造又は供述の口裏合わせをする可能性のあるとき。
- (6) 真実の氏名・住所を言わず、身元が不明であるとき。
- (7) 放浪中に犯罪を行い、何回も罪を犯し、又は集団的犯罪を行った重大な疑いのあるとき。

第81条 警察は、管轄外の場所で逮捕又は勾留を執行するときは、被逮捕者又は被勾留者の所在地の警察にその旨を通知しなければならない。被逮捕者又は被勾留者の所在地の警察は、これに協力しなければならない。

第82条 次に掲げる者は、何人も直ちにこれを捕えて、警察、検察又は裁判所に引き渡して処理させることができる。

- (1) 現に犯罪を実行中であるか又は犯行直後である者
- (2) 指名手配中の者
- (3) 脱獄して逃亡した者
- (4) 現に追跡されている者

第83条① 警察が人を逮捕するときは、逮捕状を示さなければならない。

② 逮捕後、被逮捕者を直ちに留置場に移送しなければならない。移送までの時間は24時間を超えてはならない。通知の方法がない場合又は国家の安全に危害を及ぼす犯罪若しくはテロ犯罪の嫌疑があり、通知が捜査の妨げになる可能性のある場合を除き、逮捕後24時間以内に被逮捕者の家族に通知をしなければならない。捜査の妨げとなる事情が消滅した後は、直ちに被逮捕者の家族に通知をしなければならない。

第84条 警察は、被逮捕者について、逮捕後24時間以内を取調べを行わなければならない。逮捕すべきでないことが判明したときは、直ちに釈放し、釈放証明を発行しなければならない。

第85条 警察は、被疑者の勾留を請求するときは、勾留承認請求書を作成し、事件記録及び証拠とともに、同級の検察機関に送付して承認審査を経なければならない。検察は、必要な場合には、警察に係員を派遣して重大事件の討議に参加させることができる。

第86条① 検察は、勾留の承認審査を行うに当たって、被疑者を取り調べることができる。次に掲げる場合には、被疑者を取り調べなければならない。

- (1) 勾留の要件を満たすかどうかについて疑問のあるとき。
- (2) 被疑者が検察官の面前で供述することを申し出たとき。
- (3) 捜査に重大な違法行為のある可能性のあるとき。

② 検察は、勾留の承認審査を行うに当たって、証人等の訴訟関係人を尋問し、弁護士である弁護人の意見を聴くことができる。弁護士である弁護人から申出があったときは、その意見を聴かななければならない。

第87条 検察における被疑者勾留の承認審査については、検察機関の長が決定をする。重大事件に関しては、検察委員会にかけて討議をし、決定をしなければならない。

第88条 検察は、警察が勾留承認請求をした事件について審査した後、状況に応じて勾留の承認又は勾留の不承認の決定をしなければならない。検察が勾留を承認した場合は、警察は、直ちにこれを執行するとともに、速やかに検察にその旨を通知しなければならない。検察が勾留を不承認とした場合は、検察は、その理由を説明しなければならず、捜査を補充すべきときは、同時に警察にその旨を通知しなければならない。

第89条① 警察は、被逮捕者について勾留の必要があると認めるときは、逮捕後3日以内に、検察に承認審査を請求しなければならない。特別な事情のある場合は、承認審査の請求期間を1日ないし4日延長することができる。

② 放浪中に行った犯罪、複数回の犯罪又は集团的犯罪に関して十分な嫌疑の

ある者については、承認審査の請求期間を30日まで延長することができる。

- ③ 検察は、警察から勾留承認請求書を受け取った日から7日以内に、勾留の承認又は不承認を決定しなければならない。検察が勾留を不承認とした場合は、警察は、通知を受け取った後直ちに被逮捕者を釈放するとともに、その旨を検察に通知しなければならない。捜査継続の必要があり、かつ、立保証又は居住監視の要件を満たす場合は、法律に基づいて保証を立てさせるか、又は居住監視をするものとする。

第90条 警察は、検察の勾留不承認決定について誤りがあると認める場合は、再議を請求することができる。ただし、被逮捕者は直ちに釈放しなければならない。意見が受け入れられない場合には、一級上の検察機関に再審査を請求することができる。上級の検察機関は、直ちに再審査し、変更するか否かを決定して、下級の検察機関及び警察機関に通知をし、執行させなければならない。

第91条① 警察が人を勾留するときは、勾留状を示さなければならない。

- ② 勾留後、被勾留者を直ちに留置場に移送しなければならない。通知の方法がない場合を除いて、勾留後24時間以内に被勾留者の家族に通知しなければならない。

第92条 裁判所及び検察は、それぞれ勾留を決定した者について、また、警察は、検察の承認を経て勾留した者について、勾留後24時間以内に取調べを行わなければならない。勾留すべきでないことが判明したときは、直ちに釈放し、釈放証明を発行しなければならない。

第93条 検察は、被疑者又は被告人を勾留した後、継続して拘禁の必要性を審査しなければならない。拘禁の必要性がなくなったと認めるときは、釈放又は強制措置の変更を提議しなければならない。関係機関は、10日以内にその処理の状況を検察に通知しなければならない。

第94条 裁判所、検察及び警察は、被疑者又は被告人に対する強制措置が不当であることを発見したときは、直ちにこれを取り消し又は変更しなければならない。警察は、被勾留者を釈放するか又は勾留の措置を変更する場合に

は、勾留を承認した検察にその旨を通知しなければならない。

第95条 被疑者及び被告人並びにその法定代理人、近親者及び弁護人は、強制措置の変更を申請する権利を有する。裁判所、検察及び警察は、その申請を受けた後3日以内に、決定をしなければならない。強制措置の変更に同意しない場合は、その旨を申請者に通知するとともに、同意しない理由を説明しなければならない。

第96条 被疑者又は被告人を拘禁した事件について、この法律に規定する捜査のための身柄拘束、起訴の審査又は第一審若しくは第二審の期間内に手続を終了することができない場合には、被疑者又は被告人を釈放しなければならない。調査又は審理の続行が必要であるときは、被疑者又は被告人を立保証又は居住監視とすることができる。

第97条 裁判所、検察及び警察は、強制措置の法定期間が満了した被疑者又は被告人について、釈放するか、立保証若しくは居住監視を解除するか又はその強制措置を変更しなければならない。被疑者、被告人及びその法定代理人、近親者又は弁護人は、裁判所、検察又は警察の強制措置が法定期間を超えたときは、その強制措置の解除を請求する権利を有する。

第98条 検察は、勾留の承認審査を行うに当たって、警察の捜査に違法行為があることが判明した場合は、その旨を警察に通知して是正させなければならない。警察は、是正の状況を検察に通知しなければならない。

第7章 附帯民事訴訟

第99条① 被害者は、被告人の犯罪行為によって物質的損害を受けたときは、刑事訴訟において、附帯民事訴訟を提起する権利を有する。被害者が死亡し又は行為能力を喪失した場合は、被害者の法定代理人及び近親者が附帯民事訴訟を提起する権利を有する。

② 国家の財産又は集団の財産が損害を受けた場合には、検察は、公訴を提起するに際し、附帯民事訴訟を提起することができる。

第100条 裁判所は、必要なときは、保全措置として、被告人の財産を封印し、押収し、又は凍結することができる。附帯民事訴訟の原告又は検察は、裁判所に保全措置を請求することができる。保全措置については、民事訴訟法の関連規定を準用する。

第101条 裁判所は、附帯民事訴訟事件を審理するに当たって、調停をするか又は物質的損害の状況に応じて判決若しくは裁定をすることができる。

第102条 附帯民事訴訟は、刑事事件と合わせて裁判しなければならず、刑事事件の裁判の著しい遅延を防ぐ必要のある場合に限り、刑事事件の裁判の終了後、同一の裁判所が引き続き附帯民事訴訟を審理することができる。

第8章 期間, 送達

第103条① 期間は、時、日、月をもって計算する。

- ② 期間の初時及び初日は、これを期間に算入しない。
- ③ 郵送途中の時間は、これを法定期間に算入しない。上訴状又はその他の文書が期間の満了前に投函されたときは、期間を過ぎたものとしなない。
- ④ 期間の終日が休日又は祝日であるときは、休日又は祝日後の初日を期間の満了日とする。ただし、被告人又は受刑者の拘禁期間については、期間の終日を期間の満了日とする。休日又は祝日を理由にこれを延長してはならない。

第104条① 当事者は、不可抗力の事由又はその他の正当な事由により期間に遅れたときは、その事由が消滅した後5日以内に、期間満了以前に完了しなければならぬ訴訟活動を継続して行うことを申請することができる。

- ② 前項の規定による申請の許可については、裁判所が裁定する。

第105条① 呼出状、通知書その他の訴訟文書の送達は、受取人本人に交付してこれをしなければならない。本人が不在のときは、その成年の家族又は所属する組織体の責任者に交付し、代理して受領させることができる。

- ② 受取人本人又は代理受領者が文書の受領、署名又は押印を拒否したときは、送達人は、隣人又はその他の立会人をその場に招請し、状況を説明して、文書を本人の住居に差し置くことができる。この場合においては、送達証に拒否の事由及び送達の日時を明記し、送達人が署名することにより、送達したものとみなす。

第9章 その他

第106条 この法律において次に掲げる用語の意味は、各号に定めるとおりである。

- (1) 「捜査」とは、警察及び検察が、事件処理の過程において、法律に従って行う専門調査活動及び関連する強制的措置をいう。
- (2) 「当事者」とは、被害者、自訴人、被疑者、被告人並びに附帯民事訴訟の原告及び被告をいう。
- (3) 「法定代理人」とは、本人の父母、養父母、後見人及び保護の責任を負う機関又は団体の代表者をいう。
- (4) 「訴訟関係人」とは、当事者、法定代理人、訴訟代理人、弁護士、証人、鑑定人及び翻訳人をいう。
- (5) 「訴訟代理人」とは、公訴事件の被害者、その法定代理人若しくは近親者、自訴事件の自訴人若しくはその法定代理人の依頼を受けて訴訟に参加する者又は附帯民事訴訟の当事者若しくはその法定代理人の依頼を受けて訴訟に参加する者をいう。
- (6) 「近親者」とは、夫、妻、父、母、息子、娘及び実の兄弟姉妹をいう。

第2編 事件の立件，捜査及び公訴の提起

第1章 事件の立件

第107条 警察又は検察は，犯罪事実又は被疑者を発見したときは，管轄に従って立件し，捜査しなければならない。

第108条① 犯罪事実又は被疑者を発見したいかなる組織体及び個人も，警察，検察又は裁判所に通報又は告発をする権利と義務を有する。

② 被害者は，その身体又は財産の権利を侵害する犯罪事実ないし被疑者について，警察，検察又は裁判所に通報又は告訴をする権利を有する。

③ 警察，検察又は裁判所は，通報，告訴及び告発については，全て受理をしなければならない。自己の管轄に属しない事件については，主管機関に移送して処理させるとともに，通報人，告訴人又は告発人にその旨を通知しなければならない。自己の管轄に属しない事件であっても，緊急の措置をとらなければならないものについては，まず緊急の措置をとり，その後主管機関に移送しなければならない。

④ 犯人が警察，検察又は裁判所に自首する場合については，前項の規定を準用する。

第109条① 通報，告訴又は告発は，書面又は口頭でこれを行うことができる。口頭による通報，告訴又は告発を受理した係員は，調書を作成し，読み聞かせて誤りのないことを確かめなければならない。通報人，告訴人又は告発人は，これに署名又は押印するものとする。

② 通報，告訴又は告発を受理した係員は，告訴人又は告発人に対して，誣告について負うべき法律上の責任を説明しなければならない。ただし，事実を捏造し，証拠を偽造するものでなければ，告訴又は告発の事実と食い違いが

あり、甚だしく誤った訴えであっても、誣告とは厳格に区別しなければならない。

- ③ 警察、検察又は裁判所は、通報人、告訴人、告発人及びその近親者の安全を保障しなければならない。通報人、告訴人又は告発人が、自己の氏名及び通報、告訴又は告発の行為を公にすることを望まない場合には、その秘密を守らなければならない。

第110条 裁判所、検察又は警察は、通報、告訴、告発及び自首の資料について、管轄に従って、迅速に審査を行い、犯罪事実が存在し刑事責任を追及する必要があると認めるときは、事件を立件しなければならない。犯罪事実が存在しないか又は犯罪事実が著しく軽微で、刑事責任を追及する必要がないと認めるときは、事件を立件せず、立件しない理由を告訴人に通知するものとする。告訴人は、不服があるときは、再議を請求することができる。

第111条 検察が、警察が立件し、捜査すべき事件を立件せず、捜査しなかったと認めるとき、又は被害者が、警察が立件し、捜査すべき事件を立件せず、捜査しなかったと検察に申し出たときは、検察は、警察に立件しなかった理由を説明するよう求めなければならない。検察は、警察が立件しなかったことに理由がないと認めるときは、警察に立件するよう通知をしなければならない。警察は、その通知を受け取った後、立件しなければならない。

第112条 自訴事件については、被害者は、裁判所に直接起訴する権利を有する。被害者が死亡するか又は行為能力を喪失した場合には、被害者の法定代理人及び近親者は、裁判所に起訴する権利を有する。裁判所は、法律に基づいてこれを受理しなければならない。

第2章 捜査

第1節 通則

第113条 警察は、立件した刑事事件について捜査し、被疑者が有罪であるか無罪であるか、また、罪が軽いか重いかに関する証拠を収集し、取り調べなければならない。現行犯人又は十分な嫌疑のある者は、法律に基づいて直ちにこれを逮捕することができる。勾留の要件を満たす被疑者は、法律に基づいてこれを勾留しなければならない。

第114条 警察は、捜査をしたときは、犯罪事実を証明する証拠のある事件について予審を行い、収集して取り調べた証拠を確認しなければならない。

第115条① 当事者、弁護士、訴訟代理人又は利害関係者は、次に掲げる場合には、司法機関*及びその職員について、当該機関に申立て又は告訴をすることができる。

- (1) 強制措置の法定期間が満了したにもかかわらず、被拘禁者を釈放せず又は強制措置を解除若しくは変更しないとき。
 - (2) 還付すべき立保証の保証金を還付しないとき。
 - (3) 事件と関係のない財物を封印し、押収し、又は凍結したとき。
 - (4) 封印、押収又は凍結を解除しなければならないのに、これを解除しないとき。
 - (5) 封印、押収又は凍結された財物を横領し、流用し、分配し、取り替え、又は不法に使用したとき。
- ② 申立て又は告発を受理した機関は、速やかにこれを処理しなければならない。この処理に不服があるときは、同級の検察機関に申立てをすることができる。検察が直接受理した事件については、一級上の検察機関に申立てをすることができる。検察は、申立てについて速やかに審査しなければならない、

事実であることが確認されたときは、関係機関にその旨を通知して是正させるものとする。

*ここにいう「司法機関」には、裁判所、検察、警察のほか、刑務所業務、公証業務、法律援助等の業務を担当する司法行政機関も含まれる。

第2節 被疑者の取調べ

第116条① 被疑者の取調べは、検察又は警察の捜査官が責任をもって行わなければならない。取調べに当たっては、捜査官は2人より少なくてはならない。

② 留置場に移送された被疑者についての捜査官の取調べは、留置場内でこれを実施しなければならない。

第117条① 勾留又は逮捕の必要のない被疑者については、所在地の市若しくは県内の指定の場所に出頭を求めるか、又はその住居で取調べを行うことができる。この場合においては、検察又は警察の証明書を提示しなければならない。犯罪の現場で発見した被疑者に対しては、身分証明書を提示した上、口頭で召喚をすることができる。ただし、取調調書にその旨を記載しなければならない。

② 召喚又は連行による身柄拘束の時間は、12時間を超えてはならない。重大で複雑な事件で、逮捕又は勾留の必要がある場合には、召喚又は連行による身柄拘束の時間は、24時間を超えてはならない。

③ 連続的な召喚又は連行による身柄拘束の形式で被疑者を拘禁してはならない。召喚又は連行による身柄拘束をするときは、被疑者の飲食及び必要な休憩時間を保障しなければならない。

第118条① 捜査官は、被疑者の取調べに当たって、まず被疑者の犯罪行為の有無を取り調べ、被疑者に有罪の情状についての陳述又は無罪についての弁解を行わせた後、質問をしなければならない。被疑者は、捜査官の質問に対して、ありのままに答えなければならない。ただし、当該事件と関係のない

質問に対しては、回答を拒否する権利を有する。

- ② 捜査官は、被疑者の取調べに当たって、自己の犯罪についてありのままに供述することにより寛大な処理が得られる旨を定めた法律の規定を被疑者に告知しなければならない。

第119条 瘖又は啞の被疑者の取調べには、手話に通じた者を加えるとともに、その状況を調書に明記しなければならない。

第120条 取調調書は、被疑者に誤りのないことを確かめさせなければならず、閲読能力のない者には、読み聞かせなければならない。記載に遺漏又は誤りがあった場合は、被疑者は、補充又は変更を申し立てることができる。被疑者は、調書に誤りがなかったことを確認した後、これに署名又は押印するものとする。被疑者が供述を自ら筆記することを求めるときは、これを許可しなければならない。必要なときは、捜査官が被疑者に自ら供述を筆記するよう求めることができる。

第121条① 捜査官は、被疑者の取調べに当たって、取調べの過程を録音し又は録画することができる。死刑又は無期懲役を科する可能性のある事件又はその他の重大事件については、取調べの過程を録音又は録画しなければならない。

- ② 録音又は録画は、取調べの全過程について行い、その完全性を保たなければならない。

第3節 証人尋問

第122条① 捜査官による証人尋問は、犯罪の現場のほか、証人の所属する組織体の構内、証人の住居又は証人の指定する場所で行うことができる。必要なときは、証人に通知をして、検察又は警察で証言させることもできる。犯罪の現場で証人尋問を行うときは、身分証明書を提示しなければならない。証人の所属する組織体、住居又は証人の指定する場所で証人尋問を行うときは、検察又は警察の証明書を提示しなければならない。

② 証人尋問は、個別にこれを行わなければならない。

第123条 証人を尋問する際には、証拠・証言をありのままに提供しなければならないこと及び意図的に偽証するか又は罪証を隠匿したときに負わなければならない法律上の責任について告知をしなければならない。

第124条 第120条の規定は、証人尋問についてこれを準用する。

第125条 被害者の尋問については、この節の規定を準用する。

第4節 検証及び身体検査

第126条 捜査官は、犯罪に関係ある場所、物、身体又は死体について、検証又は身体検査を行わなければならない。必要ときは、専門知識を有する者を指名派遣するか又は招へいして、捜査官の主宰の下に検証又は身体検査を行うことができる。

第127条 いかなる組織体及び個人も、犯罪現場を保全するとともに、直ちに警察に検証のための係員を派遣するよう通知する義務を負う。

第128条 捜査官は、検証又は身体検査を行うときは、検察又は警察の証明書を所持しなければならない。

第129条 警察は、死因不明の死体について、解剖を決定することができる。この場合においては、死者の家族にその旨を通知して、解剖の現場に立ち会わせるものとする。

第130条① 被害者又は被疑者の一定の特徴、傷害状況又は生理的状态を確認するため、その身体を検査することができ、指紋、血液又は尿等を採取することもできる。

② 被疑者が身体検査を拒否した場合で、捜査官が必要と認めるときは、強制的に身体を検査することができる。

③ 女子の身体検査は、女子職員又は医師が行わなければならない。

第131条 検証又は身体検査の状況は調書に記録し、検証又は身体検査に関与した者及び立会人が署名又は押印するものとする。

第132条 検察は、事件の審査に当たって、警察の検証又は身体検査について、再検証又は再検査の必要があると認めるときは、警察に再検証又は再検査を求めることができ、かつ、係員を派遣してそれに参加させることができる。

第133条① 事件の内容を明らかにするため必要なときは、警察の責任者の承認を経て、捜査実験を行うことができる。

② 捜査実験の状況は調書に記録し、捜査実験に関与した者が署名又は押印するものとする。

③ 捜査実験においては、危険を生じ、人格をけなし、又は風紀を害するおそれのある行為は、全てこれを禁止する。

第5節 捜 索

第134条 捜査官は、犯罪の証拠を収集し、犯人を検挙するため、犯人若しくは犯罪の証拠を隠匿する可能性のある者又は被疑者の身体、物、住居及びその他の関係ある場所について捜索をすることができる。

第135条 いかなる組織体及び個人も、検察又は警察の求めに応じて、被疑者の有罪又は無罪を証明する証拠物、証拠書類及び視聴覚資料等の証拠を提供する義務を負う。

第136条① 捜索を行うに当たっては、捜索を受ける者に対し捜索状を提示しなければならない。

② 勾留又は逮捕をするに当たって、緊急の場合には、捜索状がなくても捜索を行うことができる。

第137条① 捜索においては、捜索を受ける者、その家族若しくは隣人又はその他の立会人を立ち合わせなければならない。

② 女子の身体の捜索は、女子職員が行わなければならない。

第138条 捜索の状況は調書に記録し、捜査官及び捜索を受ける者、その家族若しくは隣人又はその他の立会人がこれに署名又は押印するものとする。捜索を受ける者又はその家族が逃亡中であるか又は署名若しくは押印を拒否し

た場合は、調書にその旨を記載しなければならない。

第6節 証拠物及び証拠書類の封印と押収

第139条① 捜査中に発見した被疑者の有罪又は無罪を証明する各種の財物及び文書は、これを封印又は押収しなければならない。事件と関係のない財物及び文書を封印又は押収してはならない。

② 封印又は押収した財物及び文書は、これを適切に保管又は封緘しなければならない。使用又は破損してはならない。

第140条 封印又は押収した財物及び文書については、現場において立会人及び被封印物又は被押収物の所有者が共同でこれを十分に点検した上、その場で目録を2部作成し、捜査官、立会人及び所有者が署名又は押印し、一部を所有者に交付し、他の一部は審理の参考とするため調書に添付するものとする。

第141条① 捜査官は、被疑者の郵便物又は電報を押収する必要があると認めるときは、警察又は検察の承認を経て、直ちに郵便電信機関にその旨を通知し、関係する郵便物又は電報を提出させ、押収することができる。

② 押収を継続する必要のない場合は、速やかに郵便電信機関にその旨を通知しなければならない。

第142条① 検察又は警察は、犯罪捜査の必要があるときは、関連規定に基づき、被疑者の貯金、送金、債権、株式又はファンド持分等の財産について調査し、凍結をすることができる。関係する組織体及び個人は、これに協力しなければならない。

② 既に凍結されている被疑者の貯金、送金、債権、株式又はファンド持分等の財産については、重ねて凍結をしてはならない。

第143条 封印若しくは押収した財物、文書、郵便物、電報又は凍結した貯金、送金、債権、株式若しくはファンド持分等の財産で、調査の結果、事件と関係のないことが明らかになったものは、3日以内に封印若しくは押収又は凍

結を解除し、還付しなければならない。

第7節 鑑定

第144条 事件の内容を明らかにするため、事件に含まれる専門的な問題を解決する必要があるときは、専門知識を有する者を指名派遣し、又は招へいして、鑑定させなければならない。

第145条① 鑑定人は、鑑定した後、鑑定意見を書面にし、これに署名するものとする。

② 鑑定人は、故意に虚偽の鑑定を行った場合は、法律上の責任を負わなければならない。

第146条 捜査機関は、証拠として用いる鑑定意見を被疑者及び被害者に告知しなければならない。被疑者又は被害者の申請があるときは、補充鑑定又は再鑑定をすることができる。

第147条 被疑者について精神鑑定を行う期間は、これを捜査、起訴及び裁判の期間に算入しない。

第8節 技術捜査措置

第148条 ①警察は、立件の後、国家の安全に危害を及ぼす犯罪、テロ犯罪、黒社会の性質を持つ組織犯罪、重大な薬物犯罪又はその他の社会に危害を及ぼす重大な事件について、捜査の必要があるときは、厳格な承認手続を経て、技術捜査措置をとることができる。

② 検察は、立件の後、公務員による重大な業務上横領事件、賄賂事件又は職権を利用して行った公民の身体の権利を侵害する重大な事件について、捜査の必要があるときは、厳格な承認手続を経て、技術捜査措置をとることができる。関連規定に基づき、関係機関にこれを執行させるものとする。

③ 指名手配され又は勾留の承認若しくは決定のあった逃亡中の被疑者又は被

告人を追跡し捕捉するために、承認手続を経て、追跡に必要な技術捜査措置をとることができる。

第149条 承認の決定は、犯罪捜査の必要に応じ、採用すべき技術捜査措置の種類及び適用対象を確定しなければならない。承認の決定は、承認状の発付の日から3か月の間その効力を有する。技術捜査措置を続ける必要がなくなったときは、直ちにこれを解除しなければならない。複雑で捜査が困難な事件であって、期間が満了しても技術捜査措置を続ける必要のある場合は、承認を経て、有効期間を延長することができる。ただし、1回の延長は3か月を超えてはならない。

第150条① 技術捜査措置の執行は、承認された措置の種類、適用対象及び期間に基づいて厳格に行わなければならない。

② 捜査官は、技術捜査措置の過程において知り得た国家の秘密、営業秘密及び個人のプライバシーについて、秘密を守らなければならない。技術捜査措置により収集された事件と関係のない資料は、速やかにこれを廃棄しなければならない。

③ 技術捜査措置により収集された資料は、犯罪の捜査、起訴及び裁判にのみ使用し、他の用途に使用してはならない。

④ 関係する組織体及び個人は、法律に基づいて行われる警察の技術捜査措置に協力するとともに、関連する状況について秘密を守らなければならない。

第151条① 事件の内容を明らかにするため必要なときは、警察の責任者の決定を経て、係員にその身分を隠して捜査を行わせることができる。ただし、人に犯罪を唆してはならず、公共安全に危害を及ぼす可能性のある方法又は人の身体に重大な危険を伴う方法を使用してはならない。

② 警察は、薬物等の禁制品又は財物の交付に関わる犯罪について、捜査の必要に応じて、関連規定に基づき、監視付き移転を行うことができる。

第152条 この節に定める捜査措置により収集された資料は、刑事訴訟において証拠として使用することができる。その証拠を使用することにより関係者の身体の安全に危険が及ぶか、又はその他の重大な結果が生じる可能性のあ

るときは、関係者の身分又は技術捜査措置の方法等を秘密にするなどの保護措置を講じなければならず、必要のあるときは、裁判官が法廷外で証拠を確認することができる。

第9節 指名手配

- 第153条**① 警察は、勾留すべき被疑者が逃走中のときは、効果的な措置をと
り、追跡し捕捉するため、指名手配書を発付することができる。
- ② 各級の警察機関は、管轄区域内において指名手配書を発付することができ
る。管轄区域外においては、決定権を有する上級機関に報告してその発付を
請求しなければならない。

第10節 捜査の終結

第154条 被疑者を勾留した後の捜査のための身柄拘束期間は、2か月を超え
てはならない。内容が複雑で、期間内に捜査を終結することができない事件
については、一級上の検察機関の承認を経て、1か月の延長をすることができ
る。

第155条 特別な理由により裁判に付することが適切でない期間が比較的長く
継続する特に重大で複雑な事件については、最高人民検察院は、全国人民代
表大会常務委員会に審理開始の延期の承認を請求するものとする。

第156条 次に掲げる事件について、第154条に規定する期間内に捜査を終結
することができない場合には、省、自治区又は直轄市の検察機関の承認又は
決定を経て、2か月の延長をすることができる。

- (1) 交通が極めて不便で辺りな地区の重大で複雑な事件
- (2) 犯罪集団による重大な事件
- (3) 放浪中に行った重大で複雑な事件
- (4) 犯罪が広い範囲にわたり、証拠を収集することが困難な重大で複雑な事

件

第157条 被疑者に対し懲役1年以上の刑を科する可能性があり、前条の規定による延長期間内になお捜査を終結することができない場合には、省、自治区又は直轄市の検察機関の承認又は決定を経て、更に2か月の延長をすることができる。

第158条① 捜査の期間中に、被疑者が別の重大な罪を犯したことが発覚した場合は、第154条の規定による捜査のための身柄拘束期間は、別罪の発覚の日からこれを起算する。

② 被疑者が真実の氏名・住所を言わず、身元が不明であるときは、その身元を調査しなければならない。捜査のための身柄拘束期間は、その者の身元が明らかになった日からこれを起算する。ただし、その犯罪に対する捜査及び証拠収集を停止してはならない。犯罪事実が明らかで、証拠が確実かつ十分であり、調査をしてもその身元を明らかにすることができない場合は、その者の自称する氏名で公訴を提起し、裁判することができる。

第159条 捜査機関は、事件の捜査が終結する前に、弁護士である弁護人から要請があったときは、その意見を聴くとともに、これを調書に記載しなければならない。弁護士が書面で意見を提出したときは、これを調書に添付しなければならない。

第160条 警察は、捜査が終結した事件については、犯罪事実が明らかで、証拠が確実かつ十分であるようにしなければならない。さらに、起訴意見書を作成し、事件記録及び証拠とともに同級の検察機関に送致して審査決定を求め、事件の移送状況を被疑者及びその弁護士である弁護人に告知しなければならない。

第161条 警察は、捜査の過程において、被疑者の刑事責任を追及すべきでないことが判明したときは、事件の立件を取り消さなければならない。被疑者が既に勾留されているときは、直ちに釈放し、釈放証明を発行するとともに、勾留を承認した検察にその旨を通知しなければならない。

第11節 検察が直接受理した事件の捜査

第162条 検察が直接受理した事件の捜査については、この節の規定によるほか、この章の規定を適用する。

第163条 検察が直接受理した事件について、第79条、第80条第4号又は第5号のいずれかに該当する場合であって、被疑者を勾留し又は逮捕する必要があるときは、検察が決定をし、警察がこれを執行する。

第164条 検察は、直接受理した事件においては、被逮捕者について、逮捕後24時間以内に取調べを行わなければならない。逮捕が不当であると判明したときは、速やかに釈放し、釈放証明を発行しなければならない。

第165条 検察は、直接受理した事件について、被逮捕者を勾留する必要があると認める場合は、14日以内に決定をしなければならない。特別な事情のあるときは、勾留を決定する期間は、これを1日ないし3日延長することができる。勾留の必要のない場合は、速やかに釈放し、捜査を継続する必要がある、立保証又は居住監視の要件を満たすときは、法律に基づいて保証を立てさせ又は居住監視をすることができる。

第166条 検察は、捜査を終結した事件については、公訴の提起、不起訴又は立件取消しの決定をしなければならない。

第3章 公訴の提起

第167条 公訴を提起する必要がある事件は、全て検察がこれを審査し、決定する。

第168条 検察は、事件の審査に当たって、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 犯罪事実及び情状が明らかであるかどうか、証拠が確実かつ十分であるかどうか、犯罪の性質及び罪名の認定が正しいかどうか。
- (2) 犯罪行為及び他に刑事責任を追及すべき者の遺漏がないかどうか。
- (3) 刑事責任を追及すべきでない場合かどうか。
- (4) 附帯民事訴訟があるかどうか。
- (5) 捜査活動が適法かどうか。

第169条① 検察は、警察から送致された事件について、1か月以内に決定をしなければならない。重大で複雑な事件については、半月の延長をすることができる。

② 検察が起訴審査を行う事件の管轄が変更された場合は、起訴決定の期間は、変更後の検察が事件を受理した日からこれを起算する。

第170条 検察は、事件の審査に当たって、被疑者を取り調べなければならない。また、弁護士、被害者及びその訴訟代理人の意見を聴くとともに、これを調書に記載しなければならない。弁護士、被害者又はその訴訟代理人が書面で意見を提出したときは、これを調書に添付しなければならない。

第171条① 検察は、事件の審査に当たって、警察に公判のために必要な証拠の提供を求めることができる。第54条に規定する違法収集証拠の存在する可能性があると認めるときは、警察に証拠収集の適法性を説明するよう求めることができる。

② 検察は、事件の審査に当たって、補充捜査の必要なものについては、警察に差し戻して補充捜査をさせ、又は自ら捜査を行うことができる。

- ③ 補充捜査は、1か月以内にこれを終了しなければならない。補充捜査は、2回を限度とする。補充捜査が終了して、検察に送致したときは、検察による起訴の期間は、改めてこれを起算する。
- ④ 2回にわたり補充捜査をした事件について、検察は、証拠がなお不十分であり、起訴の要件を満たさないと認めるときは、不起訴の決定をしなければならない。

第172条 検察は、被疑者の犯罪事実が確認され、証拠が確実かつ十分であり、法律に基づいて刑事責任を追及しなければならないと認めるときは、起訴の決定をし、裁判管轄に関する規定に従って、裁判所に公訴を提起するとともに、事件記録及び証拠を裁判所に提出しなければならない。

第173条① 被疑者に犯罪事実が認められない場合又は第15条に掲げる場合には、検察は、不起訴の決定をしなければならない。

- ② 犯罪の情状が軽く、刑法の規定に基づいて刑を科する必要のない事件又は刑を免除する事件については、検察は、不起訴の決定をすることができる。
- ③ 検察は、不起訴の決定をしたときは、捜査中に封印、押収又は凍結した財物に対する封印、押収又は凍結を解除しなければならない。不起訴とされた者に対し行政罰若しくは行政処分を課し又は不法収益の没収をする必要があるときは、検察は、意見を付して、主管機関に移送し処理させなければならない。主管機関は、その処理の結果を速やかに検察に通知しなければならない。

第174条 不起訴の決定は、これを公示するとともに、不起訴決定書を不起訴とされた者及びその所属する組織体に送達しなければならない。不起訴とされた者が拘禁されている場合は、直ちにこれを釈放しなければならない。

第175条 検察は、警察が送致した事件について不起訴を決定した場合は、不起訴決定書を警察に送達しなければならない。警察は、不起訴の決定が誤りであると認めるときは、再議を申請ことができ、再議の意見が受け入れられない場合には、一級上の検察機関に再審査を求めることができる。

第176条 検察は、被害者のある事件について不起訴を決定した場合は、不起

訴決定書を被害者に送達しなければならない。被害者は、不服があるときは、決定書を受け取った日から7日以内に、一級上の検察機関に申し立て、公訴を提起するよう請求することができる。検察は、再審査の決定を被害者に告知しなければならない。検察が不起訴の決定を維持する場合には、被害者は、裁判所に起訴することができる。また、被害者は、一級上の検察機関への申し立てを経ず、直接に裁判所に起訴することもできる。裁判所が事件を受理した後、検察は、事件に関する資料を裁判所に提出しなければならない。

第177条 第173条第2項の規定により不起訴とされた者は、その決定に不服があるときは、決定書を受け取った日から7日以内に検察に申し立てをすることができる。検察は、再審査の決定をしなければならず、不起訴とされた者にこれを告知するとともに、警察に決定書の謄本を送付しなければならない。

第3編 裁 判

第1章 裁判組織

第178条① 基層人民法院及び中級人民法院は、第一審事件の裁判に当たって、裁判官3人又は裁判官と陪審員の合計3人による合議体で裁判しなければならない。ただし、基層人民法院が簡易手続を適用する事件については、裁判官1人が単独で裁判することができる。

② 高級人民法院及び最高人民法院は、第一審事件の裁判に当たって、裁判官3人ないし7人又は裁判官と陪審員の合計3人ないし7人による合議体で裁判しなければならない。

③ 裁判所で職務を行う陪審員は、裁判官と同等の権限を有する。

④ 裁判所は、上訴事件及び抗訴事件*については、裁判官3人ないし5人による合議体で裁判する。

⑤ 合議体の構成員の人数は、奇数でなければならない。

⑥ 合議体で裁判する場合は、裁判所の長又は裁判所の部の長が裁判官1人を指定し、その者を裁判長とする。裁判所の長又は裁判所の部の長が事件の裁判に加わる時は、その者が自ら裁判長となる。

*当事者の上訴は「上訴」といい、検察側の上訴は「抗訴」という。

第179条 合議体が行う評議において意見が分かれたときは、過半数の意見で決定をしなければならない。ただし、少数意見は、これを記録にとどめておかななければならない。評議の記録には、合議体の構成員が署名するものとする。

第180条 合議体は、開廷し、審理し、かつ、評議した後に、判決を言い渡さなければならない。疑義があり、複雑で重大な事件について、合議体が決定することが困難であると認めるときは、合議体は事件を裁判所の長に送付し、

裁判委員会が討議し，決定するものとする。合議体は，裁判委員会の決定を執行しなければならない。

第2章 第一審手続

第1節 公訴事件

第181条 裁判所は、公訴が提起された事件を審査した後、起訴状に犯罪事実の明確な記載がある場合には、公判を開くことを決定しなければならない。

第182条① 裁判所は、公判を開くことを決定した後、合議体の構成員を確定するとともに、検察の起訴状の謄本を遅くとも公判を開く10日前までに被告人及び弁護人に送達しなければならない。

② 裁判所は、公判を開く前に、検察官、当事者、弁護士及び訴訟代理人を召集し、回避、証人の名簿、違法収集証拠の排除等の裁判に関わる問題について調査し、意見を聴くことができる。

③ 裁判所は、公判期日を確定した後、公判期日及び場所について、検察に通知をし、当事者の召喚をし、弁護士、訴訟代理人、証人、鑑定人及び翻訳人に通知しなければならない。召喚状及び通知書は、遅くとも公判を開く3日前までにこれを送達しなければならない。公開裁判の事件については、公判を開く3日前までに、あらかじめ事件名、被告人の氏名、公判期日及び場所を公示しなければならない。

④ 前三項の規定による処置については、記録を作成し、裁判官、陪審員及び書記官がこれに署名するものとする。

第183条① 裁判所の第一審事件の裁判は、これを公開して行わなければならない。ただし、国家の秘密又は個人のプライバシーに関わる事件は、審理を公開しない。商業秘密に関わる事件は、当事者が非公開の審理を申し出たときは、審理を公開しないことができる。

② 審理を公開しない事件については、法廷で審理を公開しない理由を明らかにしなければならない。

第184条 裁判所が公訴事件を審理するときは、検察は、担当者を法廷に出席させ、公訴を維持させなければならない。

第185条 裁判長は、開廷に際し、当事者が出頭したか否かを確認し、事件名を宣言する。また、合議体の構成員、書記官、検察官、弁護士、訴訟代理人、鑑定人及び翻訳人の名簿を読み上げ、当事者が合議体の構成員、書記官、検察官、鑑定人及び翻訳人に対し回避を請求する権利を有することを告知し、さらに、被告人が弁護の権利を有することを告知するものとする。

第186条① 検察官が公判において起訴状を朗読した後、被告人及び被害者は、起訴状に記載された犯罪事実について陳述することができる。また、検察官は、被告人を尋問することができる。

② 被害者、附帯民事訴訟の原告及びその弁護士又は訴訟代理人は、裁判長の許可を経て、被告人に質問することができる。

③ 裁判官及び陪審員は、被告人を尋問することができる。

第187条① 検察官、当事者又はその弁護士若しくは訴訟代理人が、証人の証言に異議があり、かつ、証人の証言が罪の認定又は刑の量定に重大な影響を及ぼし、裁判所が証人は法廷で証言する必要があると認めるときは、証人は、法廷に出頭して証言しなければならない。

② 警察官が職務執行の過程で目撃した犯罪の状況に関して証人として法廷で証言する場合については、前項の規定を準用する。

③ 検察官、当事者又はその弁護士若しくは訴訟代理人が、鑑定意見に異議があり、裁判所が鑑定人は法廷で証言する必要があると認めるときは、鑑定人は、法廷に出頭して証言しなければならない。裁判所の通知を受けた鑑定人が出頭を拒むときは、鑑定意見を事件を確定する根拠としてはならない。

第188条① 裁判所の通知を受けた証人が正当な事由なく法廷に出頭しないときは、裁判所は、強制的にこれを出頭させることができる。ただし、被告人の配偶者、両親及び子については、この限りでない。

② 証人が正当な事由なく出頭しないか又は出頭した後証言を拒むときは、証人に対し訓戒を加える。情状が重いときは、裁判所の長の承認を経て、10日

以下の監置に処する。監置の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、一級上の裁判所に再議を申請することができる。再議の期間中、監置の執行は停止されない。

第189条① 裁判所は、証人が証言するに当たって、ありのままに証言しなければならないこと及び意図的に偽証するか又は罪証を隠匿したときに負わなければならない法律上の責任について告知をしなければならない。検察官、当事者又はその弁護人若しくは訴訟代理人は、裁判長の許可を経て、証人及び鑑定人に質問することができる。裁判長は、質問が事件と無関係の内容のものであると認めるときは、これを制止しなければならない。

② 裁判官及び陪審員は、証人及び鑑定人を尋問することができる。

第190条 検察官及び弁護人は、法廷で証拠物を示して、当事者に弁別させなければならない。出頭していない証人の証言記録、鑑定人の鑑定意見、検証調書及びその他の証拠となる書類は、法廷において朗読しなければならない。裁判所は、検察官、当事者、弁護人及び訴訟代理人の意見を聴かなければならない。

第191条① 合議体は、審理の過程において、証拠について疑問が生じたときは、証拠を調査し、確認するため、休廷を言い渡すことができる。

② 裁判所は、証拠を調査し、確認するに際して、検証、身体検査、封印、押収、鑑定、(預金又は送金の)調査及び凍結をすることができる。

第192条① 当事者、弁護人及び訴訟代理人は、審理の過程において、新たな証人に出席を通知し、又は新たな証拠物を取り調べるよう請求する権利及び再鑑定又は再検証を請求する権利を有する。

② 検察官、当事者、弁護人及び訴訟代理人は、裁判所に対して、専門的知識を有する者に出席を通知し、鑑定人の鑑定意見について意見を提出させるよう請求することができる。

③ 裁判所は、前項の規定による請求について、採用の可否を決定しなければならない。

④ 第2項の規定による専門的知識を有する者の出席については、鑑定人に関

する規定を適用する。

第193条① 審理の過程においては、罪の認定及び刑の量定に関する事実及び証拠について、全て取調べをし、弁論を行わなければならない。

② 検察官、当事者、弁護人及び訴訟代理人は、裁判長の許可を経て、証拠及び事件の事情について意見を表明し、相互に弁論することができる。

③ 裁判長が弁論終結を言い渡した後、被告人は、最後に陳述する権利を有する。

第194条① 裁判長は、審理の過程において、訴訟関係人又は傍聴人が法廷の秩序を乱した場合には、警告をして制止をしなければならない。制止を無視した場合は、強制的に退廷させることができ、情状が重いときは、1000元以下の過料又は15日以下の監置に処することができる。過料及び監置は、裁判所の長の承認を得なければならない。過料又は監置の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、一級上の裁判所に再議を申請することができる。再議の期間中、過料又は監置の執行は停止されない。

② 多衆をもって大声を発し、法廷を襲撃し、司法に関わる公務員若しくは訴訟関係人を侮辱、誹謗、脅迫若しくは殴打し、又は法廷の秩序を著しく乱し、犯罪を構成するものについては、法律に基づいて刑事責任を追及する。

第195条 被告人が最後に陳述した後、裁判長は、休廷を宣し、合議体は、評議を行い、明らかになった事実、証拠及び関係する法律の規定に基づいて、次の区別に従い、判決をするものとする。

(1) 事件の事実が明らかであり、証拠が確実かつ十分で、法律に基づいて被告人が有罪であると認めるものについては、有罪の判決をしなければならない。

(2) 法律に基づいて被告人が無罪であると認めるものについては、無罪の判決をしなければならない。

(3) 証拠が不十分で被告人が有罪であると認めることができないものについては、証拠が不十分で公訴の犯罪が成立しないという無罪の判決をしなければならない。

第196条① 判決の宣告は、全てこれを公開して行う。

② 法廷で判決を宣告した場合は、5日以内に判決書を当事者及び公訴を提起した検察に送達しなければならない。期日を定めて判決を宣告するときは、宣告後直ちに判決書を当事者及び公訴を提起した検察に送達しなければならない。また、同時に、弁護士及び訴訟代理人にも、判決書を送達しなければならない。

第197条 判決書には、裁判官、陪審員及び書記官が署名するとともに、上訴の期間及び上訴の管轄裁判所を明記しなければならない。

第198条 審理の過程で、次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、裁判の進行に影響があるときは、審理を延期することができる。

- (1) 新たな証人に出頭を通知し、新たな証拠物を取り調べ、又は再鑑定若しくは再検証を行うことが必要なとき。
- (2) 検察官が、公訴を提起した事件について補充捜査が必要なことを発見し、その旨の意見を提出したとき。
- (3) 回避の請求のため裁判が進められないとき。

第199条 前条第2号の規定により審理を延期する事件については、検察は、1か月以内に補充捜査を終結しなければならない。

第200条① 審理の過程で、次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、比較的長い期間にわたって事件の審理を継続することができなくなったときは、審理を停止することができる。

- (1) 被告人が重病に罹患して、法廷に出頭することができないとき。
 - (2) 被告人が逃亡したとき。
 - (3) 自訴人が重病に罹患して法廷に出頭することができず、かつ、訴訟代理人を依頼していないとき。
 - (4) 不可抗力の原因があるとき。
- ② 審理を停止した原因が消滅したときは、審理を再開しなければならない。審理を停止した期間は、これを審理期間に算入しない。

第201条① 法廷における全ての訴訟活動は、書記官が記録しなければならない。

い。裁判長が記録を確認した後、裁判長及び書記官は、これに署名するものとする。

- ② 法廷記録における証人の証言部分は、法廷で読み聞かせるか又は証人に交付して閲覧させなければならない。証人は、記録に誤りのないことを確認した後、これに署名又は押印するものとする。
- ③ 法廷記録は、当事者に交付して閲覧させるか、又は当事者に対し読み聞かせなければならない。当事者は、記録に遺漏又は誤りを認める場合は、補充又は変更を請求することができる。当事者は、記録に誤りのないことを確認した後、これに署名又は押印するものとする。

第202条① 裁判所は、公訴事件を審理するに当たって、受理後2か月以内に判決を宣告しなければならない。遅くとも3か月を超えてはならない。死刑を科する可能性のある事件又は附帯民事訴訟の事件及び第156条に掲げる事件については、一級上の裁判所の承認を経て、3か月の延長をすることができる。特別な事情のある場合で、更に延長が必要なときは、最高人民法院に申請して許可を受けなければならない。

- ② 裁判所の管轄が変更された事件については、審理の期間は、変更後の裁判所が事件を受理した日からこれを起算する。
- ③ 検察が補充捜査を行う事件については、審理の期間は、補充捜査が終了して事件を裁判所に移した後、改めてこれを起算する。

第203条 検察は、裁判所による事件の審理が法律に定める訴訟手続に違反することを発見した場合は、裁判所に是正すべき旨の意見を提出する権利を有する。

第2節 自訴事件

第204条 自訴事件は、次に掲げる事件とする。

- (1) 告訴を待って処理する事件
- (2) 被害者が証拠を有する軽微な刑事事件

- (3) 被害者が、自らの身体又は財産の権利を侵害した被告人の行為について、法律に基づいて刑事責任を追及すべきことを証明する証拠を有するにもかかわらず、警察又は検察が被告人の刑事責任を追及しなかった事件

第205条① 裁判所は、自訴事件について審理した後、次の区別に従い、処理をするものとする。

- (1) 犯罪事実が明らかで、十分な証拠がある事件については、公判を開かなければならない。
- (2) 犯罪の証拠が不十分な自訴事件については、自訴人が補充的な証拠を提出できないときは、自訴人を説得して自訴を取り下げさせるか、又は裁定によりこれを却下しなければならない。
- ② 自訴人が、法律に基づく2回にわたる召喚に対し正当な事由なく出廷を拒み、又は裁判所の許可を受けず途中で退廷したときは、自訴を取り下げたものとして処理する。
- ③ 審理の過程において、裁判所が証拠に疑いを持ち、調査をして確認をする必要がある場合については、第191条の規定を準用する。

第206条① 裁判所は、自訴事件について、調停を行うことができる。自訴人は、判決の宣告があるまでは、被告人と自ら和解し、又は自訴を取り下げることができる。第204条第3号に掲げる事件については、調停を行うことはできない。

- ② 裁判所が自訴事件を審理する期間については、被告人が拘禁されている場合は、第202条第1項及び第2項の規定を準用する。被告人が拘禁されていない場合は、事件を受理した後6か月以内に判決を言い渡さなければならない。

第207条 自訴事件の被告人は、訴訟の過程において、自訴人に対し反訴を提起することができる。反訴については、自訴に関する規定を準用する。

第3節 簡易手続

第208条① 基礎人民法院の管轄する事件について、次に掲げる要件を満たすときは、簡易手続を適用して裁判を行うことができる。

- (1) 事件の事実が明らかで、証拠が十分であること。
- (2) 被告人が自己の犯罪を認め、起訴された犯罪事実について異議がないこと。
- (3) 被告人が簡易手続を適用することに異議がないこと。

② 検察は、公訴を提起する際に、裁判所に簡易手続を適用するよう提議することができる。

第209条 次に掲げる場合には、簡易手続を適用しない。

- (1) 被告人が、盲、瘖若しくは啞であるか又は自らの行為を弁識し若しくは制御する能力を完全には喪失していない精神障害者であるとき。
- (2) 事件の社会的影響が重大であるとき。
- (3) 共犯の事件において、一部の被告人が罪を否認し又は簡易手続の適用に異議があるとき。
- (4) その他簡易手続を適用して審理することが適切でないとき。

第210条① 簡易手続を適用して審理する場合は、3年以下の懲役を科する可能性のある事件については、合議体で裁判するか又は1人の裁判官が単独で裁判する。3年以上の懲役を科する可能性のある事件については、合議体で裁判する。

② 簡易手続を適用する公訴事件については、検察は、担当者を法廷に出席させなければならない。

第211条 裁判所は、簡易手続を適用して事件を審理するに当たって、起訴された犯罪事実についての被告人の意見を聴き、被告人に対して、簡易手続に関する法律の規定を告知した上、簡易手続を適用することについて同意するかどうかを確認しなければならない。

第212条 簡易手続を適用して審理する事件については、被告人及び弁護人は、裁判所の許可を経て、検察官、自訴人及びその訴訟代理人と相互に弁論することができる。

第213条 簡易手続を適用して審理する事件については、この章の第1節に定める送達期間、被告人の尋問、証人又は鑑定人の尋問、証拠の提示及び法廷における弁論の手続に関する制限を受けない。ただし、判決を宣告する前に、被告人が最後に陳述する意見を聴かなければならない。

第214条 簡易手続を適用して審理する事件については、裁判所は、事件を受理した後20日以内に裁判を終結させなければならない。3年以上の懲役を科する可能性のある事件については、1か月半までの延長をすることができる。

第215条 裁判所は、審理の過程において、簡易手続の適用が相当でないことが判明したときは、この章の第1節又は第2節の規定により、改めて審理しなければならない。

第3章 第二審手続

第216条① 被告人、自訴人及びその法定代理人は、地方の各級裁判所の第一審判決又は裁定を不服とする場合は、書面又は口頭で一級上の裁判所に上訴する権利を有する。被告人の弁護人又は近親者は、被告人の同意を得て、上訴することができる。

② 附帯民事訴訟の当事者及びその法定代理人は、地方の各級裁判所の第一審の判決又は裁定の中の附帯民事訴訟の部分について、上訴することができる。

③ 被告人の上訴権は、いかなる口実をもってしてもこれを剥奪してはならない。

第217条 地方の各級検察機関は、同級の裁判所の第一審判決又は裁定が確実に誤りであると認めるときは、一級上の裁判所に抗訴を提起しなければならない。

第218条 被害者及びその法定代理人は、地方の各級裁判所の第一審判決を不服とするときは、判決書を受け取った日から5日以内に、検察に抗訴を提起するよう請求する権利を有する。検察は、被害者及びその法定代理人の請求を受理した日から5日以内に、抗訴するか否かの決定をしなければならない。かつ、請求人にこれを通知しなければならない。

第219条 判決を不服とする上訴及び抗訴の期間は10日、裁定を不服とする上訴及び抗訴の期間は5日とし、判決書又は裁定書を受け取った翌日からこれを起算する。

第220条 被告人、自訴人又は附帯民事訴訟の原告若しくは被告が、原審の裁判所を通して上訴した場合は、原審の裁判所は、3日以内に上訴状を事件記録及び証拠とともに一級上の裁判所に移送し、上訴状謄本を同級の検察機関及び相手方当事者に送付しなければならない。

第221条① 地方の各級検察機関が同級の裁判所の第一審判決又は裁定に対し抗訴する場合は、原審の裁判所を通して抗訴状を提出するとともに、抗訴状

謄本を一級上の検察機関に送付しなければならない。原審の裁判所は、抗訴状を事件記録及び証拠とともに一級上の裁判所に移送すると同時に、抗訴状謄本を当事者に送付しなければならない。

- ② 上級の検察機関は、抗訴を不当と認める場合は、同級の裁判所に対する抗訴を取り下げるとともに、下級の検察機関にその旨を通知するものとする。

第222条① 第二審の裁判所は、第一審判決が認定した事実及び適用した法律について全面的審査を行わなければならない。上訴又は抗訴の範囲に限定されない。

- ② 共犯の事件で一部の被告人のみが上訴したときは、事件全体について審査し、一括して処理しなければならない。

第223条① 第二審の裁判所は、次に掲げる事件については、合議体を構成して公判を開き、審理しなければならない。

- (1) 被告人、自訴人又はその法定代理人が、第一審で認定された事実又は証拠に異議を申し立てた上訴事件であって、その申立ての理由が罪の認定又は刑の量定に影響を及ぼす可能性があると認める事件
- (2) 被告人が死刑の言渡しを受けた上訴事件
- (3) 検察が抗訴した事件
- (4) その他公判を開いて審理すべき事件

- ② 第二審の裁判所は、公判を開かないで審理する事件については、被告人を尋問し、その他の当事者、弁護士及び訴訟代理人の意見を聴かなければならない。

- ③ 第二審の裁判所は、上訴又は抗訴のあった事件について、犯罪地又は原審裁判所の所在地で公判を開き、審理することができる。

第224条 検察が抗訴をした事件又は第二審の裁判所が公判を開いて審理する公訴事件については、同級の検察機関は、担当者を法廷に出席させなければならない。第二審の裁判所は、公判を開いて審理する決定をしたときは、速やかに検察にその旨を通知して、事件記録の閲覧をさせなければならない。検察は、1か月以内に事件記録の閲覧を終結しなければならない。検察が事

件記録の閲覧に要した時間は、これを審理の期間に算入しない。

第225条① 第二審の裁判所は、第一審の判決を不服とする上訴又は抗訴事件について、審理を経た後、次に掲げる区別に従い、処理をするものとする。

- (1) 原判決の事実認定及び法律の適用が正しく、刑の量定が相当である場合には、上訴又は抗訴棄却の裁定をし、原判決を維持しなければならない。
 - (2) 原判決の事実認定に誤りはないが、法律の適用に誤りがあるか、又は刑の量定が相当でない場合には、原判決を改めなければならない。
 - (3) 原判決の事実認定が明確でないか又は証拠が不十分な場合には、事実を調査し、明確にした後、原判決を改めることができる。また、原判決破棄の裁定をし、原審の裁判所に事件を差し戻し、再審理させることもできる。
- ② 前項第3号の規定により差し戻された事件について原審の裁判所が判決を言い渡した後、被告人が更に上訴し又は検察が更に抗訴したときは、第二審の裁判所は、判決又は裁定をしなければならない、原審の裁判所に事件を差し戻してはならない。

第226条① 第二審の裁判所は、被告人又はその法定代理人、弁護士若しくは近親者が上訴した事件を裁判するに当たって、被告人の刑を重くしてはならない。第二審の裁判所から差し戻された事件について再審理する原審の裁判所は、新たな犯罪事実が判明して、検察が追起訴をした場合を除き、被告人の刑を重くしてはならない。

- ② 検察が抗訴するか又は自訴人が上訴した場合は、前項の規定による制限を受けない。

第227条 第二審の裁判所は、第一審の裁判所の審理について、次に掲げる法律に定める訴訟手続の違反がある場合には、原判決を破棄し、原審の裁判所に事件を差し戻し、再審理させなければならない。

- (1) この法律の公判手続に関する規定に違反したこと。
- (2) 回避に関する規定に違反したこと。
- (3) 法律に定める当事者の訴訟上の権利を剥奪し、又は制限して、公正な裁判に影響を及ぼした可能性のあること。

- (4) 裁判組織の構成が適法でないこと。
- (5) その他法律に定める訴訟手続に違反し、公正な裁判に影響を及ぼした可能性のあること。

第228条 原審の裁判所は、差し戻された再審理の事件については、別の合議体で、第一審手続に従って裁判しなければならない。再審理後の判決に対しては、第216条、第217条及び第218条の規定により上訴又は抗訴することができる。

第229条 第二審の裁判所は、第一審の裁定を不服とする上訴又は抗訴について、審査を経た後、第225条、第227条及び第228条の規定による区別に従い、裁定で、上訴若しくは抗訴を棄却するか、又は原裁定を破棄若しくは変更しなければならない。

第230条 第二審の裁判所が原審の裁判所に事件を差し戻し、再審理させるときは、審理の期間は、原審の裁判所が差し戻された事件を受け取った日から改めてこれを起算する。

第231条 上訴又は抗訴の事件に関する第二審の裁判所の裁判手続については、この章に定める場合を除いて、第一審手続に関する規定を準用する。

第232条① 第二審の裁判所は、上訴又は抗訴の事件を受理した後2か月以内に裁判を終了しなければならない。死刑を科する可能性のある事件、附帯民事訴訟の事件及び第156条に掲げる事件については、省、自治区又は直轄市高级人民法院の承認又は決定を経て、2か月の延長をすることができる。特別な事情のある場合で、更に延長が必要なときは、最高人民法院にその旨を報告して許可を受けなければならない。

② 最高人民法院が受理した上訴又は抗訴の事件の審理期間は、最高人民法院がこれを決定する。

第233条 第二審の判決及び裁定並びに最高人民法院の判決及び裁定は、これを終審の判決及び裁定とする。

第234条① 警察、検察及び裁判所は、封印、押収又は凍結された被疑者又は被告人の財物及びその果実を、調査のために適切に保管し、かつ、その目録

を作成して、事件とともに移送しなければならない。いかなる組織体及び個人も、これを流用し、又は密かに処分してはならない。被害者の合法的な財産は、適時にこれを還付しなければならない。禁制品又は長期に保存することのできない物は、法令に従ってこれを処分しなければならない。

- ② 証拠として用いる物は、事件とともにこれを移送し、移送できない物については、台帳、写真又はその証明文書を事件とともに移送しなければならない。
- ③ 裁判所は、判決において、封印、押収又は凍結されている財物及びその果実についての処分を決定しなければならない。
- ④ 裁判所の言い渡した判決が効力を生じた後、関係機関は、判決に従って、封印、押収又は凍結されている財物及びその果実を処理しなければならない。封印、押収又は凍結されている贓物及びその果実は、法律に基づいて被害者に還付するものを除いて、全てこれを没収し、国庫に納入するものとする。
- ⑤ 司法に関わる公務員が、封印、押収又は凍結されている財物及びその果実を横領し、流用し、又は密かに処分した場合は、法律に基づいて刑事責任を追及する。犯罪とならない場合は、その者を処分するものとする。

第4章 死刑再審査手続

第235条 死刑は、最高人民法院がこれを許可する。

第236条① 中級人民法院が死刑の判決をした第一審事件について、被告人が上訴しない場合は、高級人民法院は、再審査した後、最高人民法院に報告をして許可を得なければならない。高級人民法院は、死刑判決に同意しない場合は、自ら裁判するか、又は事件を差し戻して再審理させることができる。

② 高級人民法院は、自ら第一審として死刑の判決をした事件で被告人が上訴しない事件及び第二審として死刑の判決をした事件については、最高人民法院に報告をして許可を得なければならない。

第237条 中級人民法院が2年の猶予期間付き死刑判決をした事件については、高級人民法院がこれを許可する。

第238条 最高人民法院による死刑事件の再審査又は高級人民法院による猶予期間付き死刑の事件の再審査は、裁判官3人の合議体で行わなければならない。

第239条 最高人民法院は、再審査した死刑事件について、死刑を許可する裁定又は許可しない裁定をしなければならない。死刑を許可しない事件については、差し戻して再審理させることができる。また、自ら原判決を改めることもできる。

第240条① 最高人民法院は、死刑事件を再審査するに当たって、被告人を尋問しなければならない。弁護士である弁護人が請求をしたときは、弁護士である弁護人の意見を聴かななければならない。

② 死刑事件を再審査する過程において、最高人民検察院は、最高人民法院に対し意見を提出することができる。最高人民法院は、再審査の結果を最高人民検察院に通知しなければならない。

第5章 裁判監督手続

第241条 当事者，法定代理人及び近親者は，既に法的効力を生じている判決及び裁定について，裁判所又は検察に不服申立てをすることができる。ただし，これによって判決及び裁定の執行は停止されない。

第242条 当事者，法定代理人又は近親者の申立てがあり，次の各号のいずれかに該当する場合には，裁判所は，改めて裁判をしなければならない。

- (1) 原判決又は裁定の認定した事実について，確実に誤りがあることを証明する新たな証拠があって，罪の認定又は刑の量定に影響を及ぼす可能性のあるとき。
- (2) 罪の認定又は刑の量定に用いた証拠が不確実若しくは不十分であるか，法律に基づいて排除すべきものであるとき，又は事実を証明する主要な証拠の間に矛盾のあるとき。
- (3) 原判決又は裁定に法律の適用の誤りがあるとき。
- (4) 法律の定める手続に違反し，公正な裁判に影響を及ぼした可能性のあるとき。
- (5) 裁判官又は陪審員が，当該事件を審理するに当たって，職を汚して賄賂を受け取り，私情に捕らわれて法律を悪用し，又は法を曲げて不正な裁判をしたとき。

第243条① 各級の裁判所の長は，既に法的効力を生じている当該裁判所の判決又は裁定について，事実認定又は法律の適用に確実に誤りがあることが判明した場合は，裁判委員会に提出して処理させなければならない。

② 最高人民法院は，既に法的効力を生じている各級の裁判所の判決又は裁定について，また，上級の裁判所は，既に法的効力を生じている下級の裁判所の判決又は裁定について，確実に誤りがあることが判明した場合には，自ら裁判するか，又は下級の裁判所に再審理を命ずる権限を有する。

③ 最高人民検察院は，既に法的効力を生じている各級の裁判所の判決又は裁

定について、また、上級の検察機関は、既に法的効力を生じている下級の裁判所の判決又は裁定について、確実に誤りがあることが判明した場合には、裁判監督手続に基づいて同級の裁判所に抗訴する権限を有する。

- ④ 検察が抗訴した事件について、抗訴を受理した裁判所は、合議体で改めて審理しなければならない。原判決の事実認定が明確でないか又は証拠が不十分である場合には、下級の裁判所に再審理を命ずることができる。

第244条 上級の裁判所が下級の裁判所に再審理を命ずるに当たっては、原審の裁判所以外の下級裁判所に審理を命じなければならない。ただし、原審の裁判所が審理するのがより適切であると認めるときは、原審の裁判所に審理を命ずることができる。

第245条① 原審の裁判所による裁判監督手続に基づく事件の審理は、前の合議体とは別の合議体がこれを行わなければならない。第一審事件であったものについては、第一審手続に従って裁判を行わなければならない。その判決又は裁定に対しては、上訴又は抗訴することができる。第二審事件であったか、又は上級の裁判所が自ら裁判した事件については、第二審手続に従って裁判を行わなければならない。その判決及び裁定は、これを終審の判決及び裁定とする。

- ② 裁判所が公判を開いて審理する再審理事件については、同級の検察機関は、担当者を法廷に出席させなければならない。

第246条① 裁判所が再審理の開始を決定した事件について、被告人に対し強制措置をとる必要があるときは、裁判所が法律に基づきこれを決定する。検察が抗訴した再審理事件について、被告人に対し強制措置をとる必要があるときは、検察が法律に基づきこれを決定する。

- ② 裁判所が裁判監督手続に基づいて審理する事件については、原判決又は裁定の執行の停止を決定することができる。

第247条① 裁判所が裁判監督手続に基づいて改めて審理する事件については、再審理を決定した日から3か月以内に裁判を終結しなければならない。期間を延長する必要がある場合であっても、6か月を超えてはならない。

- ② 抗訴を受けた裁判所が裁判監督手続で審理する抗訴事件の審理期間については、前項の規定による。下級の裁判所に再審理を命ずる必要がある場合は、抗訴を受理した日から1か月以内に決定をしなければならず、下級の裁判所による事件の審理期間については、前項の規定による。

第4編 執行

第248条 ①判決及び裁定は、法的効力を生じた後、これを執行する。

② 次に掲げる判決及び裁定は、法的効力を生じた判決及び裁定である。

- (1) 上訴又は抗訴の法定期間が経過した判決及び裁定
- (2) 終審の判決及び裁定
- (3) 最高人民法院が許可した死刑判決及び高級人民法院が許可した2年の猶予期間付き死刑判決

第249条 第一審の裁判所が被告人に無罪又は刑事処分免除の判決をした場合において、被告人が拘禁中であるときは、判決宣告後直ちにこれを釈放しなければならない。

第250条① 最高人民法院が即時執行の死刑判決をし又はこれを許可した場合は、最高人民法院の長は、死刑執行の命令書に署名し、これを発付しなければならない。

② 2年の猶予期間付き死刑判決を受けた犯人が故意の罪を犯すことなく猶予期間が満了したときは、執行機関は、減刑の意見書を提出して高級人民法院に報告をし、裁定を求めなければならない。犯人が故意の罪を犯した場合は、調査をし、確認をして、死刑を執行するときは、高級人民法院が最高人民法院にその旨を報告して許可を得なければならない。

第251条① 下級の裁判所は、最高人民法院の死刑執行命令を受けた後7日以内にこれを執行しなければならない。ただし、次に掲げる事由があるときは、執行を停止するとともに、直ちに最高人民法院にその旨を報告し、裁定を求めなければならない。

- (1) 執行前に判決に誤りのある可能性が判明したこと。
- (2) 犯人が執行前に重大な犯罪事実を摘発し、又はその他の重大な功績があり、原判決を改めなければならない可能性のあること。
- (3) 犯人が妊娠中であること。

- ② 前項第1号及び第2号に掲げる事由が消滅したときは、最高人民法院にその旨を報告し、署名のある死刑執行命令書が改めて発付されなければ、死刑を執行することはできない。前項第3号の規定により執行を停止した場合は、最高人民法院にその旨を報告して、法律に基づいて原判決を改めなければならない*。

* 刑法第49条は、裁判のとき妊娠中である女子に対する死刑の適用を禁じている。

第252条① 裁判所は、死刑の執行をするに当たって、同級の検察機関に通知をして係員を立ち合わせ、監督させなければならない。

- ② 死刑は、銃殺又は注射等の方法によりこれを執行する。
- ③ 死刑は、刑場又は指定する拘禁場内でこれを執行する。
- ④ 死刑の執行を指揮する裁判官は、犯人に対し人違いでないことを確かめ、遺言又は信書があるかどうかを質問した後、執行官に引き渡して死刑を執行させなければならない。執行前に誤りのある可能性を発見した場合は、暫定的に執行を停止し、最高人民法院の裁定を求めなければならない。
- ⑤ 死刑の執行は、公示しなければならないが、公開してはならない。
- ⑥ 死刑の執行後、立ち会った書記官は、記録を作成しなければならない。死刑の執行をした裁判所は、死刑の執行状況を最高人民法院に報告しなければならない。
- ⑦ 死刑の執行後、執行をした裁判所は、犯人の家族にその旨を通知しなければならない。

第253条① 裁判所は、刑の執行のために犯人を移送するに当たって、判決が効力を生じた後10日以内に、関係する法律文書を警察、刑務所又はその他の執行機関に送達しなければならない。

- ② 2年の猶予期間付き死刑、無期懲役又は有期懲役は、警察が犯人を法律に基づいて刑務所に移送して、これを執行する。有期懲役は、犯人の移送前に残された刑期が3か月以下の場合には、留置場でこれを執行する。拘留は、警察がこれを執行する。

- ③ 少年犯については、少年犯矯正所で刑を執行する。
- ④ 執行機関は、速やかに犯人を収容するとともに、犯人の家族にその旨を通知しなければならない。
- ⑤ 有期懲役又は拘留を科せられた犯人について刑期が満了したときは、執行機関は、釈放証明を発行しなければならない。

第254条① 次に掲げる場合には、暫定的に刑務所外で有期懲役又は拘留の執行をすることができる。

- (1) 犯人が重病であり刑務所外で医師にかかる必要のあるとき。
 - (2) 犯人が妊娠中であるか又は自分の子に授乳中であるとき。
 - (3) 犯人が自分で身の回りのことができない者であり、刑の刑務所外での暫定的執行をしても社会に危害を及ぼすおそれのないとき。
- ② 無期懲役を科せられた犯人についても、前項第2号の場合は、刑の刑務所外での暫定的執行をすることができる。
- ③ 社会に危険を及ぼす可能性のある犯人又は自己を傷害する可能性のある犯人は、これを刑務所外で医師にかからせることはできない。
 - ④ 犯人が重病であり、刑務所外で医師にかからせる必要がある場合は、省級の政府の指定する医院が診断するとともに、証明文書を発行しなければならない。
 - ⑤ 刑の刑務所外での暫定的執行をする必要がある場合において、犯人がまだ移送されていないときは、裁判所がその旨の決定をする。犯人が既に移送されたときは、刑務所又は留置場が、刑の刑務所外での暫定的執行をすべき旨の意見書を提出して、省級以上の刑務所監督機関又は区を設ける市級以上の警察機関に報告をし、承認を受けなければならない。

第255条 刑務所又は留置場は、刑の刑務所外での暫定的執行をすべき旨の意見書を提出したときは、その謄本を検察に送付しなければならない。検察は、刑の刑務所外での暫定的執行を決定又は承認する機関に意見書を提出することができる。

第256条 刑の刑務所外での暫定的執行の決定又は承認をした機関は、その決

定の謄本を検察に送付しなければならない。検察は、刑の刑務所外での暫定的執行をすることが不当であると認める場合は、送付された通知を受け取った日から1か月以内に意見書を刑の刑務所外での暫定的執行の決定又は承認をした機関に送付しなければならない。刑の刑務所外での暫定的執行の決定又は承認をした機関は、検察の意見書を受け取ったときは、速やかにその決定を再審査しなければならない。

第257条① 次に掲げる場合には、速やかに、刑の刑務所外での暫定的執行を受ける犯人を刑務所に収容しなければならない。

- (1) 刑の刑務所外での暫定的執行の要件を満たさないことが発覚したとき。
- (2) 刑の刑務所外での暫定的執行を受ける際に遵守すべき監督規定の重大な違反があったとき。
- (3) 刑の刑務所外での暫定的執行をする事由が消滅した後、犯人の刑期がまだ満了していないとき。

② 裁判所の決定により刑の刑務所外での暫定的執行を受ける犯人を刑務所に収容する必要があるときは、裁判所は、その旨の決定をするとともに、関係する法律文書を警察、刑務所又はその他の執行機関に送達しなければならない。

③ 刑の刑務所外での暫定的執行の要件を満たしていない犯人が、賄賂等の不正手段により刑の刑務所外での暫定的執行を受けたときは、刑務所外で執行した期間は、これを執行すべき刑期に算入しない。また、犯人が刑の刑務所外での暫定的執行の期間中に逃亡したときは、逃亡の期間は、これを執行すべき刑期に算入しない。

④ 犯人が刑の刑務所外での暫定的執行の期間中に死亡した場合は、執行機関は、速やかに刑務所又は留置場にその旨を通知しなければならない。

第258条 管制若しくは執行猶予を科せられた犯人、仮釈放された犯人又は刑の刑務所外での暫定的執行を受ける犯人については、法律に基づき社会内矯正を行うものとし、社会内矯正機関がこれを執行する。

第259条 犯人が政治的権利の剥奪を科せられたときは、警察がこれを執行す

る。政治的権利の剥奪の期間が満了したときは、執行機関は、書面で本人、その者の所属する組織体及び居住地の基礎組織にその旨を通知しなければならない。

第260条 罰金を科せられた犯人が期間を経過しても納付をしないときは、裁判所は、強制的にこれを納付させなければならない。不可抗力の災害のため納付が著しく困難である場合には、減額又は免除の裁定をすることができる。

第261条 財産没収の判決は、付加刑であると主刑であるとかかわらず、全て裁判所がこれを執行する。必要なときは、警察とともにその執行をすることができる。

第262条① 犯人が刑の執行期間中に更に罪を犯し又は判決時に判明しなかった犯罪行為が発覚した場合は、執行機関は、検察に移送をして処理させなければならない。

② 管制、拘留、有期懲役又は無期懲役を科せられた犯人が、執行期間中明らかに改悛するか又は功績があって、法律に基づいて減刑又は仮釈放しなければならないときは、執行機関は、その旨の建議書を提出して裁判所に報告をし、裁定を求めるとともに、建議書の謄本を検察に送付しなければならない。検察は、裁判所に意見書を提出することができる。

第263条 検察は、裁判所による減刑又は仮釈放の裁定が不当であると認めるときは、裁定書の謄本を受け取った日から20日以内に裁判所に訂正の意見書を提出しなければならない。裁判所は、訂正の意見書を受理した後1か月以内に改めて合議体で審理し、最終の裁定をしなければならない。

第264条 刑務所及びその他の執行機関は、刑の執行中に判決に誤りがあったと認めるとき、又は犯人が不服申立てをした場合は、検察又は判決を下した裁判所に移送をして処理させなければならない。

第265条 検察は、執行機関の執行行為が適法であるか否かについて監督する。違法な状況のあることが判明したときは、その旨を執行機関に通知して是正させなければならない。

第5編 特別手続

第1章 少年の刑事事件の訴訟手続

第266条① 罪を犯した少年に対しては、教育、感化及び社会復帰を方針とし、教育を主とし懲罰を従とすることを原則とする。

② 裁判所、検察及び警察は、少年の刑事事件を処理するに当たって、少年による訴訟上の権利の行使及び法律援助の獲得を保障するとともに、少年の心身の特徴を熟知している裁判官、陪審員、検察官及び捜査官に事件処理を担当させなければならない。

第267条 少年である被疑者又は被告人が弁護人を依頼していないときは、裁判所、検察及び警察は、法律援助機構に通知をして、その者のために弁護士を派遣させ、弁護を担当させなければならない。

第268条 警察、検察及び裁判所は、少年の刑事事件を処理するときは、必要に応じて、少年である被疑者又は被告人の経歴、犯罪の原因及び監護教育等の状況について調査することができる。

第269条① 少年である被疑者又は被告人に対する勾留の適用は、厳格にこれを行わなければならない。検察は勾留の承認審査に当たって、また、裁判所は勾留の決定に当たって、少年である被疑者又は被告人を取り調べるとともに、弁護士である弁護人の意見を聴かななければならない。

② 逮捕若しくは勾留され又は刑の執行中の少年に対する収容、管理及び教育は、成人と分離してこれを行わなければならない。

第270条① 少年の刑事事件については、取調べ及び裁判に当たって、少年である被疑者又は被告人の法定代理人に通知をして在席させなければならない。通知ができず法定代理人が在席することができないか又は法定代理人が共犯であるときは、少年である被疑者又は被告人のその他の親族、所属する学校、

組織体，居住地の基礎組織又は少年保護組織の代表に通知をして在席させることができる。この場合においては，その旨を調書に記載しなければならない。在席の法定代理人は，少年である被疑者又は被告人に代わって，その訴訟上の権利を行使することができる。

- ② 在席の法定代理人又はその他の者は，事件を担当する者が取調べ又は裁判の過程において少年の合法的權益を侵害したと考えるときは，意見を提出することができる。取調べ調書及び法廷記録は，在席の法定代理人又はその他の者に閲読させるか又は読み聞かせなければならない。
- ③ 女子である少年の被疑者を取り調べるときは，女子職員が在席しなければならない。
- ④ 少年の刑事事件の裁判においては，少年である被告人が最後に陳述した後，その法定代理人は，補充陳述をすることができる。
- ⑤ 少年である被害者又は証人に対する尋問については，第1項から第3項までの規定を準用する。

第271条① 少年が刑法各則第4章，第5章又は第6章に定める罪を犯した疑いがあるとして，1年以上の懲役を科する可能性があり，かつ，起訴の要件を満たす場合において，悔悟の情があるときは，検察は，条件付き不起訴の決定をすることができる。検察は，条件付き不起訴の決定をする前に，警察及び被害者の意見を聴かななければならない。

- ② 条件付き不起訴の決定について，警察が再議を申請し若しくは再審査を求める場合又は被害者が不服申立てをする場合については，第175条及び第176条の規定を準用する。
- ③ 少年である被疑者又はその法定代理人が検察による条件付き不起訴の決定に異議があるときは，検察は，起訴の決定をしなければならない。

第272条① 検察は，条件付き不起訴の観察期間中，条件付き不起訴となった少年である被疑者に対して，監督及び観察を行う。少年である被疑者の後見人は，少年である被疑者に対する監督及び教育を強化するとともに，検察の監督及び観察に協力しなければならない。

- ② 条件付き不起訴の観察期間は、6か月以上1年以下とし、検察が条件付き不起訴の決定をした日からこれを起算する。
- ③ 条件付き不起訴となった少年である被疑者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 法令を遵守し、監督に従うこと。
 - (2) 観察機関の指示に従って自己の生活状況を報告すること。
 - (3) 居住している市若しくは県を離れ又は転居するときは、観察機関にその旨を報告して許可を受けること。
 - (4) 観察機関の指示に従って矯正処遇及び教育を受けること。

第273条① 条件付き不起訴となった少年である被疑者について、観察期間中に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、検察は、条件付き不起訴の決定を取り消し、公訴を提起しなければならない。

- (1) 新たに罪を犯したとき、又は条件付き不起訴の決定の前に犯した他の罪が発覚して訴追が必要なとき。
 - (2) 治安管理に関する法令に違反し又は観察機関が条件付き不起訴の際に定めた監督に関する遵守事項に違反して、その情状が重いとき。
- ② 条件付き不起訴となった少年である被疑者について、前項各号に該当することなく、観察期間が満了したときは、検察は、不起訴の決定をしなければならない。

第274条 裁判のとき被告人が18歳未満の事件は、審理を公開しない。ただし、少年である被告人の所属する学校又は少年保護団体は、少年である被告人及びその法定代理人の同意を得て、その代表者を派遣して裁判に出席させることができる。

第275条① 犯罪のとき18歳未満の者が5年以下の懲役を科せられた場合には、その犯罪に関する記録は、これを封印して保管しなければならない。

- ② 封印して保管されている犯罪記録は、いかなる組織体及び個人に対しても、これを提供してはならない。ただし、司法機関が事件処理のために必要とするとき、又は関係する組織体が法令に基づいて照会するときは、この限りで

ない。法令に基づいて照会する組織体は、封印して保管されている犯罪記録に係る情報について、秘密を守らなければならない。

第276条 少年の刑事事件の処理については、この章の規定によるほか、この法律の規定を適用する。

第2章 当事者が和解した公訴事件の訴訟手続

第277条① 次に掲げる公訴事件において、被疑者又は被告人が真摯に反省し、被害者への損害賠償及び謝罪等の方法により被害者の許しを得ることができ、被害者も自らの意思で和解に同意したときは、当事者双方は、和解をすることができる。

(1) 私人間の紛争に起因して、刑法第4章又は第5章に定める罪を犯した疑いがあり、3年以下の懲役を科する可能性のある事件

(2) 汚職の罪を除いた過失犯で、7年以下の懲役を科する可能性のある事件

② 5年以内に故意の罪を犯したことがある被疑者又は被告人については、この章の規定を適用しない。

第278条 当事者双方が和解した場合は、警察、検察又は裁判所は、当事者及びその他の関係者の意見を聴き、和解の任意性及び適法性について審査するとともに、和解合意書の作成を主宰しなければならない。

第279条 和解が成立した事件については、警察は、検察に対し処分を軽くすべき旨の意見を提出することができる。検察は、裁判所に対し処罰を軽減すべき旨の意見を提出することができるほか、犯罪の情状が軽く、刑を科する必要のない事件について、不起訴の決定をすることができる。裁判所は、法律に基づいて被告人の処罰を軽減することができる。

第3章 被疑者又は被告人が逃亡又は死亡した事件における不法収益の没収手続

第280条① 業務上横領、賄賂の罪及びテロ犯罪等の重大な犯罪事件で、被疑者若しくは被告人が逃亡し、指名手配をして1年を経過してもこれを捕捉することができない場合又は被疑者若しくは被告人が死亡した場合において、刑法の規定に基づきその不法収益及び事件に関連するその他の財産を没収する必要があるときは、検察は、裁判所に対し不法収益の没収を申請することができる。

- ② 警察は、前項の場合には、不法収益の没収に関する意見書を作成し、これを検察に送付しなければならない。
- ③ 不法収益の没収を申請するに当たっては、犯罪事実及び不法収益に関連する証拠とともに、財産の種類、数量、所在地及び封印、押収又は凍結の状況を記載した書面を提出しなければならない。
- ④ 裁判所は、必要ときは、没収の申請に係る財産を封印し、押収し又は凍結することができる。

第281条① 不法収益の没収の申請は、犯罪地又は被疑者若しくは被告人の居住地の中級人民法院が合議体でこれを審理する。

- ② 裁判所は、不法収益の没収の申請を受理した後、公告をしなければならない。公告期間は6か月とする。被疑者又は被告人の親族及びその他の利害関係者は、訴訟に参加することを申請する権利を有する。また、訴訟代理人を訴訟に参加させることができる。
- ③ 裁判所は、公告期間が満了した後、不法収益の没収の申請について審理を行う。利害関係者が訴訟に参加する場合は、裁判所は、公開の審理をしなければならない。

第282条① 裁判所は、審理により証明された不法収益及び事件に関連するそ

他の財産については、法律に基づいて被害者に還付するものを除いて、没収する裁定をしなければならない。没収すべきでない財産については、申請を却下するとともに、封印、押収又は凍結の措置を解除しなければならない。

- ② 前項の規定による裁判所の裁定について、被疑者若しくは被告人の近親者その他の利害関係者及び検察は、上訴又は抗訴することができる。

第283条① 審理の過程において、逃亡中の被疑者又は被告人が自ら出頭し、又は捕捉された場合には、裁判所は、審理を終結しなければならない。

- ② 被疑者又は被告人の財産に対する没収に誤りがあることが確かなときは、その財産を返還し、又はその賠償をしなければならない。

第4章 刑事責任を負わない精神障害者 に対する強制医療の手續

第284条 暴力的行為の実行によって公共の安全に危害を加え又は個人の身体の安全に重大な危害を加えた者であつて、法律の定める手續に基づいて、刑事責任を負わない精神障害者であると鑑定された者について、更に社会に危害を及ぼす可能性のある場合は、強制医療を行うことができる。

第285条① この章の規定に基づいてする強制医療は、裁判所がこれを決定する。

② 警察は、強制医療の要件を満たす精神障害者を発見したときは、強制医療に関する意見書を作成し、検察にこれを移送しなければならない。検察は、警察から移送された精神障害者又は起訴審査の過程で発見した強制医療の要件を満たす精神障害者について、裁判所に対し強制医療の申請をしなければならない。裁判所は、審理の過程において、強制医療の要件を満たす被告人を発見したときは、強制医療の決定をすることができる。

③ 暴力的行為を実行した精神障害者に対して、裁判所による強制医療の決定がなされる前に、警察は、一時的に保護的拘束措置を講ずることができる。

第286条① 裁判所は、強制医療の申請を受理したときは、合議体で審理しなければならない。

② 裁判所は、強制医療事件を審理するに当たつて、被申請人又は被告人の法定代理人に通知をして法廷に在席させなければならない。被申請人又は被告人が訴訟代理人を依頼していない場合には、裁判所は、法律援助機構に通知をして、その者のために弁護士を派遣させ、法律援助を提供させなければならない。

第287条① 裁判所は、審査を経て、被申請人又は被告人が強制医療の要件を満たしていると認める場合は、1か月以内に強制医療の決定をしなければならない。

- ② 強制医療の決定を受けた者及び被害者並びにこれらの法定代理人及び近親者は、強制医療の決定を不服とするときは、一級上の裁判所に再審査を申請することができる。

第288条① 強制医療機関は、強制医療を受けている者について、定期的に診断及び評価をしなければならない。人の身体を侵害する危険性がなく、継続的な強制医療を必要としない者については、強制医療を解除すべき旨の意見を付した上、直ちに、強制医療を決定した裁判所に報告をして許可を得なければならない。

- ② 強制医療を受けている者及びその近親者は、強制医療の解除を申請する権利を有する。

第289条 検察は、強制医療の決定及び執行を監督する。

附 則

第290条① 軍隊の秩序維持部門は、軍隊の内部において発生した刑事事件について捜査権を行使する。

② 犯人が刑務所内で罪を犯した事件は、刑務所がこれを捜査する。

③ 軍隊の秩序維持部門又は刑務所による刑事事件の処理については、この法律の関連規定を準用する。

法務資料 第463号

平成25年 3月発行

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

電話 (3580) 4111 (大代表)